

上田市

景観デザインガイドライン

平成26年3月
上田市



目次

第1章 ガイドラインの目的と位置づけ	1
1-1 景観デザインガイドラインの目的・構成	1
1-2 景観デザインガイドラインの位置づけ	1
1-3 事前協議について	2
第2章 上田市景観計画の基本的事項	3
2-1 基本目標・基本方針	3
2-2 行為の制限に関する事項	5
第3章 景観計画区域及び地域区分	7
3-1 市街地	8
3-2 旧城下町	9
3-3 沿道	10
3-4 田園	11
3-5 山地	12
第4章 「景観軸」「景観拠点」における景観形成方針	13
4-1 景観軸	13
4-2 景観拠点	14
第5章 景観形成基準	16
5-1 建築及び工作物	
1 全地域共通	17
2 市街地	19
3 旧城下町	21
4 沿道	23
5 田園	25
6 山地	27
5-2 開発行為・土地の形質の変更	29
5-3 土石の採取・鉱物の掘採	29
5-4 木竹の伐採	30
5-5 屋外における物件の堆積	30
5-6 屋外駐車場・駐輪場の設置	30
5-7 特定外観意匠の表示又は掲出	
1 全地域共通	31
2 市街地/旧城下町	32
3 沿道/田園/山地	33
資料編	35
別表1-1 建築物の高さの最高限度の基準	35
別表1-2 高さの最高限度の緩和と適用除外	35
別図1 建築物の高さ制限図 上田市街地周辺	36
別図2 建築物の高さ制限図 丸子市街地周辺	37
別表2 色彩基準	39
別表3 建築物及び工作物の色彩基準に関する推奨色	43

第1章 ガイドラインの目的と位置づけ

1-1 景観デザインガイドラインの目的・構成

信州上田の景観は、本市が目指す「生活快適都市」、「美しい自然を守り歴史や伝統に学ぶ文化の薫るまち」を実現するための市民共通の大切な資産となっています。

市では、各地域の美しい自然や、歴史と文化が生きる魅力ある景観づくりをより効果的に進めていくために、上田市景観条例を改正し、景観法に基づく「上田市景観計画」を策定しました。（平成25年3月1日発効。）

景観計画においては、届出対象行為及び景観形成基準を規定していますが、これらは景観形成のための最低限のルールであり、上田市らしさを感じさせる景観づくりのためには、ルールの背景となっている地域の景観特性や景観形成の理念等の理解が欠かせません。

このため、景観計画に定められた景観形成基準を補足し、良好な景観形成を実現するためのよりきめ細かな指針として、「上田市景観デザインガイドライン」を作成しました。

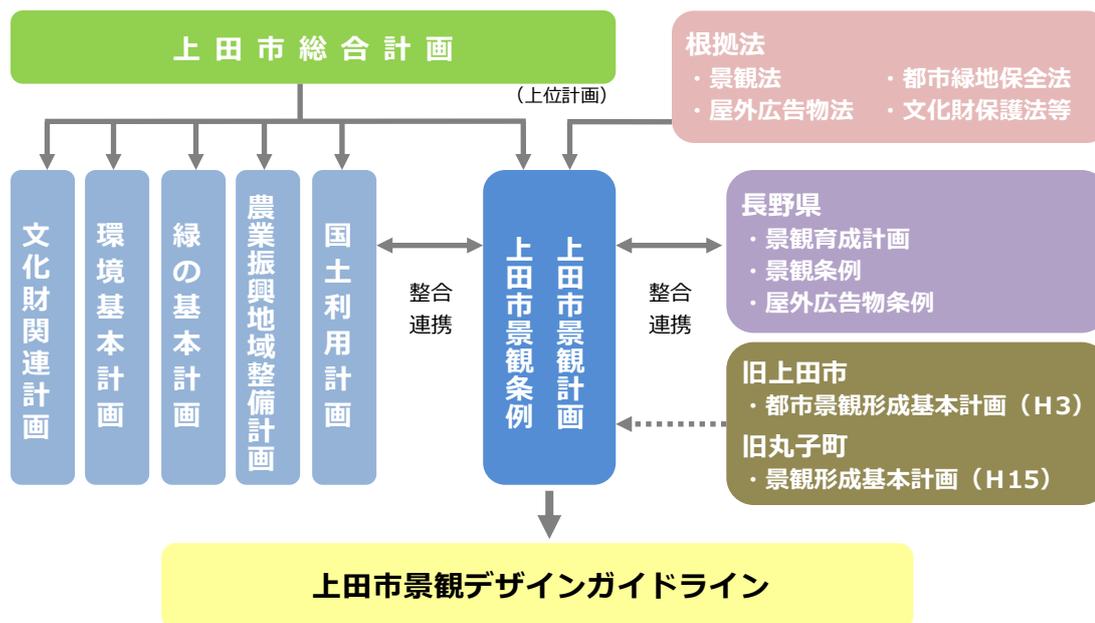
本ガイドラインでは、第1章、第2章にガイドラインの特色や、景観計画の基本的事項を示し、また、第3章、第4章では、地域区分及び景観の構造ごとに景観形成方針や景観特性などをまとめ、行為を行う地域の個性や特色、景観づくりの方向性などを理解しやすくしました。

第5章では、景観形成基準の各項目を、届出対象行為別に図解入りで説明しています。

1-2 景観デザインガイドラインの位置づけ

- ・上田市景観計画は、景観法第8条の規定による景観計画として定められたものです。
- ・景観デザインガイドラインは、この景観計画を補足するものです。

上田市景観デザインガイドラインの位置づけ



1-3 事前協議について

上田市景観条例では、届出対象行為のうち特に大規模な建築物の建築や工作物の建設を「大規模特定行為」とし、市に対して事前協議書の提出を義務付けています。また、「大規模特定行為」に該当しない規模の行為に関しては、条例に定められた手続きを経る必要はありませんが、行為の届出の前に、あらかじめ事業者と市が協議を行うものとしています。

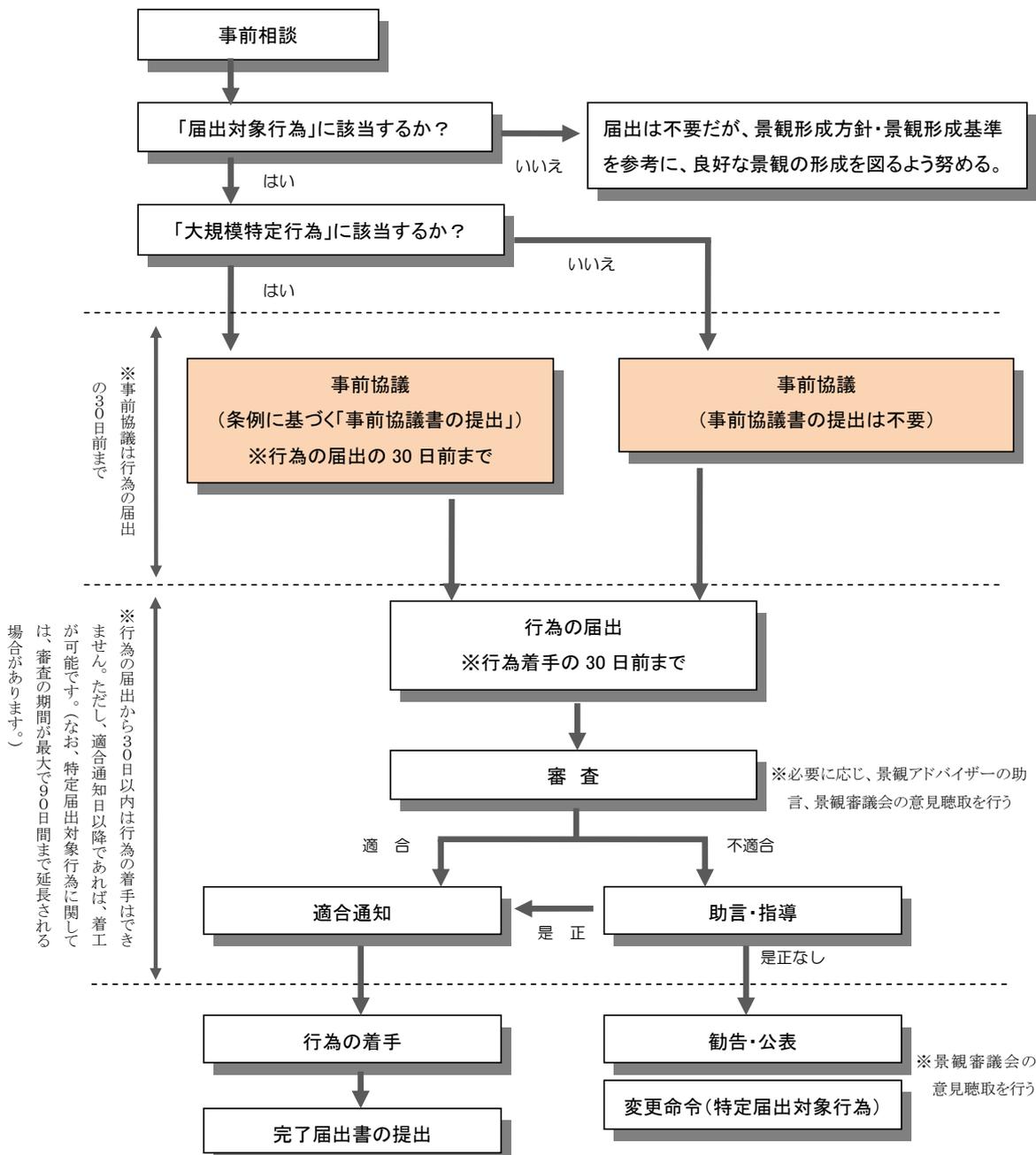
「事前協議」では、単に景観形成のためのルールを確認するだけではなく、「上田市景観デザインガイドライン」を活用し、ルールの背景にある考え方や、行為を行う地域の個性や特色を理解し、景観計画の理念を共有することを目的としています。

景観計画では、地域住民が共感できる景観形成を行うことを通じて、地域への愛着を育み、地域社会の健全な発展に寄与するまちづくりを行っていく（＝景観まちづくり）という視点を大切にしています。

「事前協議」はそのことを事業者と市の間で確認する大切な作業です。

※ここで言う「事前協議」とは、「大規模特定行為」に該当する場合に行う事前協議（条例に定められている手続き（p. 31 参照））と、「大規模特定行為」に該当しない場合に行う事前協議（条例には定められていない手続き）の総称です。

行為の届出、景観形成基準への適合審査の手続きの基本的な流れ



第2章 上田市景観計画の基本的事項

2-1 基本目標・基本方針

1 | 基本目標

基本目標1 | 豊かな緑がまちを包み込むうるおいのある景観づくり

美ヶ原と菅平の二つの高原、特徴的な姿を見せる山々、千曲川に代表される清流やのどかな田園風景などの美しい自然環境が上田市の骨格を形作っています。恵まれた自然を身近な生活に取り入れ、花や緑にあふれた住み心地の良いまちをつくっていくことが大切です。

私たちは豊かな自然環境と日常生活を支える都市環境とが共存した「豊かな緑がまちを包み込む景観づくり」をめざします。



基本目標2 | 歴史と文化の薫り高い 風格ある 景観づくり

国分寺や塩田平などの古代・中世の文化遺産、真田氏ゆかりの史跡や上田城、城下町や蚕都の面影を残すまちなみなど、歴史と文化を色濃く感じさせる景観が市内の随所に残されています。長い時の流れの中で、先人たちが育み、大切にしてきたこれらの財産は、市民の誇りであり、都市の風格の源泉となっています。私たちは受け継いだ歴史、文化に磨きをかけて、「風格が感じられる景観づくり」をめざします。



基本目標3 | 人の息づかいと 活気が感じられる 景観づくり

上田駅周辺や商店街など多くの人たちが集まる場所では、新たな交流が始まり、活気が生み出されています。地域の個性を生かし、新しい時代の彩りを添え、活動する人々の気配（＝息づかい）が感じられる、歩いて楽しい魅力的なまちをつくります。

私たちは、「人々の生き生きとした息づかいと活気が感じられる景観づくり」をめざします。



基本目標4 | 身近な場所から みんなで取り組む 景観づくり

美しい景観は、限られた人や団体だけで形作っていくことはできません。まちの身だしなみは、みんなで整えていきます。市民、事業者、行政が役割を分担し、できるところから、息の長い取り組みをしていくことが大切です。

私たちは、地域に愛着と誇りを感じられるよう、「協働で取り組む景観づくり」をめざします。



2 | 基本方針

基本方針1 緑 緑映える暮らしの舞台を育みます (目標1)

四季を通じて美しく彩りを添える山々の姿、田園や里山の風景が、これからも私たちの心のよりどころとなるよう育んでいきます。まちなかに緑が映え、日々の暮らしにうるおいと安らぎが感じられる景観づくりを行います。



基本方針2 水 水辺が近くに感じられる風景を育みます (目標1)

千曲川や依田川、神川をはじめとする河川や、田園地帯に点在するため池などの水辺に身近に親しめる景観づくりを行います。

用水路やまちなかの河川も、魅力的な親水空間として活用を図ります。



基本方針3 歴 歴史と文化を生かした風格あるまちを育みます (目標2)

上田藩の城下町として繁栄したまちの風情や、旧北国街道をはじめとする街道筋のまちなみ、蚕都の遺産など各地に点在する歴史的な資源を受け継ぎ生かすことで、歴史と文化の薫り高い風格の感じられる景観づくりを行います。



基本方針4 眺 美しい眺めを守ります (目標1・2)

太郎山や独鈷山、美ヶ原、菅平などの山々や千曲川の雄大な流れは、上田市特有の眺望景観を展開しています。こうした景観へのビューポイント(眺望点)となる川沿いや橋のもと、山頂、峠、まちなかなどからの眺望を保全、活用した景観づくりを行います。



基本方針5 街 魅力的なまちなかの景観を創ります (目標1・2・3)

市の玄関口である上田駅周辺や商店街では、人々が行き交い、歩いて楽しい活気あるまちづくりを進めます。ヒューマンスケール(人間の感覚や動きに合った大きさ)の親しみやすいまちなみを大切にしながら、新しい時代の上田らしさを追求します。



基本方針6 個 地域ならではの個性を伸ばします (目標1・2・3)

歴史的なまちなみ、蚕室造りなど伝統的な様式を生かした建築物、河川や山並みなど、地域の歴史的、自然的特徴を読み取りながら、その地域の個性を生かした景観づくりを行います。



基本方針7 協 協働作業で愛着のある景観を育みます (目標4)

市民、事業者、行政が役割を分担し、協働して景観づくりを行います。子どもから大人まで、だれもが身近な景観づくりに取り組むことで、地域への愛着を育みます。学習会やまち歩きなどをおして景観まちづくりへの意識や関心を高めます。



() は対応する基本目標

2-2 行為の制限に関する事項

景観計画区域は、上田市全域（552 km²）です。景観計画区域内における建築物の建築や工作物の建設、開発行為等の景観に与える影響が大きい一定の行為については、景観法に基づき行為着手の30日前までに届出が必要です。届出のあった行為について、景観計画に定める景観形成基準への適合を審査します。

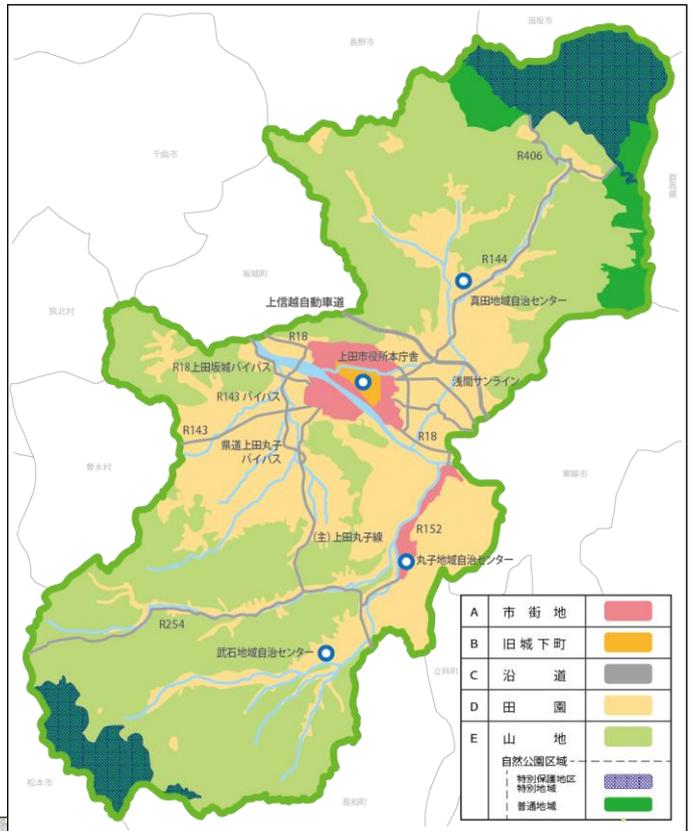
また、届出対象行為のうち、特に規模の大きな行為（大規模特定行為）については、届出の30日前（行為着手の60日前）までに事前協議書の提出が必要になります。

1 | 行為の制限に関する地域区分

景観特性に応じて景観計画区域を5つの地域に区分しています。

行為の制限に関する地域区分図 全体図

A 市街地
都市計画法に基づき用途地域として定められた地域
B 旧城下町
市街地のうち、上田駅及び上田城跡公園を中心とする古くからの市街地で、別に定める地域
C 沿道
高速自動車国道、一般国道、その他の幹線道路の両側30mの地域 (A及びBに掲げる地域を除く)
D 田園
国土利用計画法に基づき農業地域として定められた地域 (A～Cの地域及び自然公園区域を除く)
E 山地
A～Dに掲げる地域を除く地域



2 | 届出対象行為及び大規模特定行為

■ 届出対象行為

届出を要する行為及び規模は次に掲げるとおりです。

届出対象行為		届出対象規模	
建築物 の 建築等	新築、増築、改築、移転	・高さ 10m 又は 建築面積 500 m ² を超えるもの	
	外観を変更することとなる修繕、 模様替又は色彩の変更	・変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの	
工作物 の 建設等	新設、増築、 改築、移転、 外観を変更することとなる修繕、模様 替又は色彩の変更	擁壁、垣、柵、塀その他これらに類するもの	・高さ 3m かつ 長さ 30m を超えるもの
		プラント類、 自動車車庫、 飼料・肥料・石油・ガス等を 貯蔵する施設、ごみ処理 施設その他これらに類する もの	・高さ 10m 又は 築造面積 500 m ² を超えるもの
		電気供給又は 電気通信のための施設	・高さ 20m を超えるもの
		上記以外の工作物	・高さ 10m を超えるもの
開発行為 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の 土地の形質の変更		・面積 3,000 m ² 又は 生じる法面、擁壁が高さ 3m かつ 長さ 30m を超えるもの ・宅地造成については、面積 3,000 m ² 又は 建築計画戸数 10 戸 又は 生じる法面、擁壁が高さ 3m かつ 長さ 30m を超えるもの ・屋外駐車場又は駐輪場の設置については、面積 1,000 m ² を超えるもの（ただし、旧城下町については面積 300 m ² を超えるもの）	
木竹の伐採		・伐採する面積が 3,000 m ² を超えるもの （ただし、旧城下町については面積 300 m ² を超えるもの）	
屋外における物件の堆積		・堆積の高さ 3m 又は 面積 1,000m を超えるもの	
公衆の関心を引く目的で建築物又は工作物の外観に施される形態又は色彩その他の意匠（「特定外観意匠」という。）の表示又は掲出（屋外広告物など）		・面積 25 m ² を超えるもの	

■ 大規模特定行為

届出対象行為のうち、事前協議書の提出が必要となる「大規模特定行為」は次に掲げるとおりです。事前協議の手続きについては、p.2 も参照してください。

大規模特定行為	① 延べ面積 3,000 m ² 又は 高さ 20m を超える建築物の建築等 ② 築造面積 1,000 m ² 又は 高さ 30m を超える工作物の建設等
事前協議の時期	行為の届出の 30 日前まで

第3章 景観計画区域及び地域区分

景観計画では、景観特性に応じて景観計画区域を5つの地域に区分しています。この章では、地域区分ごとに景観特性や景観形成の基本的な考え方、景観形成方針をまとめました。行為を行う地域の個性や特色、景観づくりの方向性などを理解し、その場所にふさわしい景観デザインを検討してください。なお、景観特性や景観形成方針の詳細については、景観計画本編を参照してください。



A 市街地



B 旧城下町



C 沿道



D 田園



E 山地

3-1 市街地

1 | 景観特性

<p>多様な市街地景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的文化的資源、都市機能、商業地等様々な要素で構成される上田中央地域、住宅地が中心の上田城南地域、沿道に商店街や市街地が形成されている丸子地域の市街地は、それぞれ独自の景観を形成しています。 ・上田駅温泉口・お城口広場一帯では、再開発事業による新しいまちなみが形成されています。中心商店街一帯では電線地中化などが進められる一方、高層建築物が建築され、まちなみに変化が生じています。 	
<p>歴史と文化を今に伝える建造物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上田市街地の中心部は上田城の城下町、また、旧北国街道の宿場町として、まちなみや河川・用水路、細い路地などに歴史の情緒が残されています。 ・上田城跡をはじめ、城下町ゆかりの寺社等の歴史的建造物が数多く残されています。 ・蚕都の面影を残す擬洋風のモダンな木造建築物等が市街地に点在し、丸子地域の市街地には蚕糸業が栄えた時代の建造物が残っています。 	

2 | 景観形成方針

- ・都市機能が集積する市街地においては、住宅地、商業・業務地、工業地など、土地利用の実情に応じて、建築物や工作物の建て方、形態意匠について適切な景観形成を図ります。
- ・道路に接する敷地際を中心に、まちなかの緑化を積極的に進め、うるおいと安らぎの空間を創造します。
- ・歴史的なまちなみや建築物、寺社、史跡等の周辺では、これらとの調和を図ります。
- ・景観上重要な道路においては、必要な箇所では無電柱化を進めます。



3 | 景観形成の基本的な考え方

<p>共通</p>	<p>①緑化を推進し、緑豊かで潤いのあるまちなみを形成する。 ②「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。</p>
<p>住宅地</p>	<p>①ゆとりと安らぎのある住空間を確保する。 ②落ち着いた感じられる整然としたまちなみを形成する。</p>
<p>商業業務地</p>	<p>①美しく調和の取れた連続性のあるまちなみを形成する。 ②回遊性の高い歩行者空間や、人々の憩いや出会いの場となるオープンスペースを確保し、昼夜ともに魅力のあるまちなみを形成する。</p>
<p>工業地</p>	<p>①建築物や工作物等の突出感や圧迫感、繁雑さを軽減するなど、周囲の景観と不調和にならない印象を与える工夫をする。</p>

3-2 旧城下町

1 | 景観特性

旧城下町地域は、上田城が身近に感じられ、旧街道の面影を残す「上田城跡公園周辺」、商業の中心地である「上田駅・中心商業地」、寺社や街道と蚕糸業関連の近代遺産を擁する「城下町東部」に大きく分けられます。この地域では、賑わいや交流を生み出すとともに、歴史的、文化的背景にも配慮することが求められます。

この地域の景観特性は、「市街地」の景観特性を参照してください。



2 | 景観形成方針

市街地	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能が集積する市街地においては、住宅地、商業・業務地、工業地など、土地利用の実情に応じて、建築物や工作物の建て方、形態意匠について適切な景観形成を図ります。 道路に接する敷地際を中心に、まちなかの緑化を積極的に進め、うるおいと安らぎの空間を創造します。 歴史的なまちなみや建築物、寺社、史跡等の周辺では、これらとの調和を図ります。 景観上重要な道路においては、必要な箇所では無電柱化を進めます 	
旧城下町	<ul style="list-style-type: none"> 城下町がつつかった歴史的風格や落ち着きあるまちなみを維持、育成します。 上田らしさを踏まえた、賑わい、親しみのある景観を創造します。 ヒューマンスケールが醸し出すまちの魅力をのばし、大切に育みます。 まちなかの水辺を活用しうるおいと安らぎが感じられるように努めます。 城下町が育んだ佇まいを大切にしながら、まちなかの回遊性を高める工夫をします。 	

3 | 景観形成の基本的な考え方

共通	<ol style="list-style-type: none"> ①緑化を推進し、緑豊かで潤いのあるまちなみを形成する。 ②「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。
住宅地	<ol style="list-style-type: none"> ①ゆとりと安らぎのある住空間を確保する。 ②落ち着きの感じられる整然としたまちなみを形成する。
商業 業務地	<ol style="list-style-type: none"> ①美しく調和の取れた連続性のあるまちなみを形成する。 ②回遊性の高い歩行者空間や、人々の憩いや出会いの場となるオープンスペースを確保し、昼夜ともに魅力のあるまちなみを形成する。
工業地	<ol style="list-style-type: none"> ①建築物や工作物等の突出感や圧迫感、繁雑さを軽減するなど、周囲の景観と不調和にならない印象を与える工夫をする。
旧城下町	<ol style="list-style-type: none"> ①上田市の玄関口、上田市の中心として、歴史、自然、風土、市民生活が調和した品格ある景観形成を行う。 ②城下町及び蚕都としての歴史性を尊重した景観形成を行うとともに、現存する歴史的資産やまちなみは保全活用し、また、通りや界限ごとのまちなみの連続性を形成するように努める。 ③商業・業務の中心地として、また、多くの市民や来街者が集まる地域として、賑わいを醸し出す景観形成を行う。 ④緑や水に親しめる空間を増やすとともに、来街者が快適に回遊できるような歩行者空間を確保する。

3-3 沿道

1 | 景観特性

都市の骨格となる道路	<ul style="list-style-type: none"> 市内の幹線道路の沿道には商業施設や住宅地が立地しています。郊外では田園地帯や山並みへの良好な眺望が得られます。また、山間地をぬって走る道路からは間近に山並みを望むことができます。
高速道路	<ul style="list-style-type: none"> 上信越自動車道が太郎山、烏帽子岳の山麓を通過し、車窓から丸子方面や上田市街地、塩田・川西方面を見渡すことができます。神川に架かる上田ローマン橋付近では菅平方面を見通すことができます。
主要な幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> 国道 18 号下塩尻地区では千曲川の両側に切り立つ岩鼻の断崖を間近に眺められ、市街地では街路樹が整備されています。 国道 18 号上田坂城バイパスでは、上田大橋から岩鼻トンネル付近にかけて、岩鼻や千曲川など周囲の眺望が開けています。 国道 143 号では上田市街地に向かう際には烏帽子岳が正面に望めます。 上田菅平インター付近では景観づくり協定により屋外広告物の乱立を防いでいます。 国道 152 号は丸子市街地を抜け依田川に沿って周囲の山並みを眺望できます。 国道 254 号は内村川の谷沿いの田園風景と山並みを眺めることができます。 上信越自動車道や都市環状道路などは屋外広告物禁止地域に指定されています。
上田都市環状道路	<ul style="list-style-type: none"> 国道 18 号、国道 143 号及び（主）上田丸子線のバイパス道路沿道は、田園地帯や周囲の山並み、上田市街地への良好な眺望が得られます。
沿道美化・花作り	<ul style="list-style-type: none"> 市内各地の道路沿いでは、地域住民や事業者による道路の美化清掃活動や花作りが行われています。また、道路の里親制度による維持管理活動も行われています。



2 | 景観形成方針

- 建築物や屋外広告物等と背景との調和に配慮し、良好な景観の確保を図ります。また、積極的な緑化を行い、うるおいのある沿道景観を誘導します。
- 道路の里親制度（アダプトシステム）の推進や、住民との連携により美しい沿道景観を育成します。
- 道路改良の際には、景観を楽しみながらひと休みできるポケットパーク等の整備を行います。
- サインや案内板についてのガイドライン等を作成し、景観に配慮しつつ見やすい工夫を行います。



3 | 景観形成の基本的な考え方

- ①道路空間を豊かにするため、前面空地を確保し緑化を行うなど、個性的で緑豊かな沿道景観の形成を行う。
- ②圧迫感や単調さ、けばけばしい印象を与えないよう注意する。
- ③道路から展望できる眺望景観を妨げないように配慮する。
- ④「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。

3-4 田園

1 | 景観特性

<p>まとまって存在する 良好な田園空間</p>	<ul style="list-style-type: none"> まとまった規模の田園地帯では視界を遮るものがなく、背景の山並みとともに良好な景観を形成しています。 稲倉や深山には棚田があり、稲倉では地域住民による保全活動が行われ「日本の棚田百選」に認定されています。 神川水系などの水田地帯では石垣で築かれた畦が見られます。 	
<p>豊かな水辺、ため池</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川や農業用水路などの水辺は、潤いと安らぎをもたらしています。 塩田平を中心としてかんがい用のため池が見られます。 	
<p>蚕室造りの民家</p>	<ul style="list-style-type: none"> 古くからの集落地では蚕室造りなどの伝統的な民家が数多く残り、風格のある景観が形成されています。 	
<p>新しい住宅地や商業地</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市街地周辺部や幹線道路沿いの農地では、新しい住宅地が広がりつつあります。また、農地の中に大規模な商業施設や新興住宅地が作られ、従来と異なる田園景観が形成されています。 	
<p>果樹園、畑作地</p>	<ul style="list-style-type: none"> 山麓の扇状地などには、果樹園や畑作地がまとまりをもって広がっていますが、一部では住宅地が混在してきています。 	
<p>丘陵地</p>	<ul style="list-style-type: none"> 信州国際音楽村や陣場地区などの丘陵地では、雄大な浅間山・蓼科山の眺望が広がっています。 	
<p>「信州の鎌倉」</p>	<ul style="list-style-type: none"> 塩田平の文化的遺産と田園地帯やため池、山並みなどが一体となった風景は「美しい日本の歴史的風土 準100選」に選定されています。 	

2 | 景観形成方針

- ・緑豊かな田園風景の基調となっている農地の保全を図ります。
- ・蚕室造りなどの伝統的な民家の建築様式や、これらと土塀、石垣などが一体となった歴史的な景観の継承を図ります。
- ・周辺環境や田園風景、集落地、背景となる山並みなどとの調和を図ります。
- ・河川や用水路、ため池など身近な水辺空間の保全、活用を図ります。
- ・住宅地と農地が接近している場所では、周囲の農地との調和を図るため、緑化を積極的に進め、質の高い住宅地を形成していきます。



3 | 景観形成の基本的な考え方

- ① 緑豊かな広がりや、農産地としての雰囲気のある田園景観と調和させる。また、眺望景観を妨げないように配慮する。
- ② 古くからの集落の雰囲気を感じさせる工夫をするなど、周辺の家並みと調和させる。
- ③ 河川やため池等の水辺を有効に活用する。
- ④ 大規模な施設では、ゆとりや潤いのあるオープンスペースを設けたり、突出感や圧迫感、単調さの軽減に努めるなど、周辺の田園に違和感を与えない工夫をする。
- ⑤ 「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。

3-5 山地

1 | 景観特性

<p>山地 緑豊かで個性的な山並み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・太郎山、独鈷山、烏帽子岳、また、菅平高原や美ヶ原高原へ続く山並みなど、それぞれが個性的な姿で本市を印象づけています。 ・市街地郊外の高台などからは、北アルプスや蓼科山、浅間山などへの眺望が得られます。 	
<p>自然公園 雄大な眺望が広がる高原</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・八ヶ岳中信高原国定公園の美ヶ原高原では、雄大な北アルプスをはじめ 360 度のパノラマが開けています。台上には放牧が行われる草原や美術館などがあり、個性的な景観を形成しています。 ・上信越高原国立公園の菅平高原は、スイスの牧場地帯に似ていることから、「日本のダボス」と呼ばれています。菅平湿原や周囲の畑作地帯、別荘地や、スキーやラグビーなどのスポーツ施設があり、根子岳、四阿山の二つの峰への眺望と一体となって雄大な景観を形成しています。 	

2 | 景観形成方針

<p>山地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・山林などの自然や生態系を維持し、表情豊かで個性的な山並みの景観の保全を図ります。 ・棚田等の伝統的な農業景観や林業景観の保全に努めます。 ・周辺環境や山並みなどと調和するよう誘導します。 ・良好な眺望が得られる場所の維持、保全を図ります。
<p>自然公園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法の規定に沿って良好な自然景観を保全し、施設外観は、高原景観との調和を図り、地域の自然植生に即した緑化を行います。



3 | 景観形成の基本的な考え方

- ① 緑豊かな自然との調和や、スカイライン（山の稜線）の形成に努める。
- ② 眺望景観を保全する。
- ③ 河川やため池等の水辺を有効に活用する。
- ④ 「景観まちづくり」を推進するため、地域の景観や環境には十分配慮する。

第4章 「景観軸」「景観拠点」における景観形成方針

景観計画では、地域景観の骨格をなす河川、河岸段丘、街道、道路、鉄道などを「景観軸」、地域のイメージを印象付ける史跡、文化財、伝統的家並み、緑地、温泉地、交通拠点などを「景観拠点」として位置づけています。これらの景観を保全し、周囲の景観形成に生かすため景観形成方針が定められていますので、景観軸・景観拠点の付近で行為を行う際に留意して、景観デザインに生かしてください。

4-1 景観軸

① 河川【基本方針 緑水歴眺街個協】

- ・橋や河川敷、堤防道路等からの周囲の山並みへの良好な眺望景観の保全を図ります。
- ・河川や水辺の環境と調和した景観形成に配慮します。
- ・住民や事業者、行政が相互に協力して、美化活動を実施します。
- ・河川敷を活用した集いの場づくりなど、身近な水辺空間としての景観形成を図ります。



② 河岸段丘【基本方針 緑水歴眺街個協】

- ・染屋台段丘、上田城尼ヶ淵などの千曲川沿岸の段丘や、神川、依田川沿いなどの段丘地形と段丘林の緑は、身近な緑地として、また、上田市の特徴的な地形として保全、活用を図ります。
- ・段丘地形の切り崩しや段丘林の伐採は原則避けるものとします。



③ 街道【基本方針 緑水歴眺街個協】

※旧北国街道及び旧城下町内の旧保福寺街道（旧松本街道）、旧上州街道に相当する部分

- ・街道沿いの建築物や史跡などを保全、活用、継承していくこととします。
- ・現在残されているまちなみは極力保全し、やむを得ず建て替える場合にも、街道の歴史的景観との調和に配慮します。
- ・歴史的資源を生かした景観まちづくりの機運醸成を図ります。
- ・住民協定の締結や沿道建築物の形態、意匠、緑化及び屋外広告物などに関するルールを導入を検討します。



④ 道路【基本方針 緑水歴眺街個協】

※高速自動車国道、一般国道、その他の幹線道路とその沿道の地域

- ・建築物や屋外広告物等と背景との調和に配慮し、積極的な緑化を行い、潤いのある沿道景観を誘導します。
- ・アダプトシステム（道路の里親制度）の推進や、住民との連携により美しい沿道景観を育成します。
- ・道路改良の際には、景観を楽しみながらひと休みできるポケットパーク等の整備を行います。
- ・サインや案内板についてのガイドライン等を作成し、景観に配慮しつつ見やすい工夫を行います。



⑤ 鉄道【基本方針 緑水歴眺街個協】

- ・車窓からの景色に配慮した景観形成に努めるものとします。
- ・北陸新幹線沿線については、特に眺望や色彩等に配慮します。
- ・上田電鉄別所線沿線では、車窓からの眺めとともに、特に塩田平の田園地帯を電車が走るのどかな風景にも配慮した景観形成を行います。



4-2 景観拠点

① 史跡、文化財、伝統的家並み、緑地など【基本方針 緑水歴眺街個協】

- ・歴史的・文化的景観を残す場所や、大規模公園の周辺一帯などでは、これらの拠点景観に配慮した景観誘導を行います。
- ・伝統的建築物や史跡、樹木など、歴史的・文化的景観資源に近接する場所では、これらと調和した景観形成に配慮するものとします。
- ・上田城跡公園周辺では、城の歴史性や桜、櫓等の緑、近隣の歴史的建築物等などのたたずまいに配慮した景観形成を誘導します。特に、尼ヶ淵周辺地区では、新幹線の車窓からみた上田城の櫓の姿や、公園内からの周囲の山並み等への眺望景観に配慮します。
- ・国分寺及び信濃国分寺史跡公園、信濃国分寺駅周辺においては、歴史的景観に配慮した建替えや公共施設整備を誘導します。



② 温泉地【基本方針 緑水歴眺街個協】

- ・別所温泉、鹿教湯温泉、霊泉寺温泉等の温泉地では、温泉街の風情や歴史的・文化的資源、河川や山並みの豊かな緑が一体となった景観形成を推進し、信州の温泉地にふさわしい落ち着きと安らぎが感じられるように努めるものとします。
- ・温泉地の風情を引き立てる道路や散策道の整備や無電柱化を行います。



③ 交通拠点【基本方針 緑水歴眺街個協】

- ・上田駅周辺は、上田広域圏への観光拠点であり、また、賑わいと交流の核として、都市の歴史的風格や文化的背景を意識した景観誘導を図ります。また、自然環境豊かな信州の都市として、水と緑にあふれたまちのイメージを高めるものとします。
- ・上田菅平インターチェンジ周辺等においては、菅平高原や上田城をはじめとする上田広域圏への玄関口として、緑豊かな山並みへの眺望を維持し、屋外広告物の乱立しない沿道景観の形成を図ります。



| 上田市に見られる江戸後期から昭和初期にかけての建物

■ 城下町、旧街道筋の面影

丸山邸

上田藩の御用商人であった材木商の丸山平八郎の邸宅で、上田城から移設された見事な石積みが残されています。



柳町の街なみ

柳町は、旧北国街道に面し、格子のついた二階建て、平入りの町屋が整然と並び、旧街道筋の面影を残しています。



■ 「蚕都」上田

旧常田館製糸場（重要文化財）

多層の木造繭倉庫をはじめとする近代製糸工場の特徴を示す建物群がまもって残っています。



信州大学繊維学部講堂（登録有形文化財）

繊維学部の前身「上田蚕糸専門学校」は、養蚕・製糸に関する人材育成で蚕糸産業の発展に貢献しました。洋風木造2階建ての講堂には桑・繭・蛾等の意匠が随所に見られます。



■ 蚕室造り

蚕室造りの民家

養蚕のための部屋があり、総二階建て、屋根の上に「気抜き」、「煙出し」等と呼ばれる、換気のための小屋根が載っている、等の特徴があります。



上塩尻の家並み

塩尻地区は、近くを流れる千曲川の強い川風が桑の害虫をふり落としてくれたため、江戸末期から蚕種業が盛んになりました。大屋根に気抜棟がのった重厚な家並みが軒を連ねています。



■ モダンな洋風建築物

飯島商店（登録有形文化財）

店舗棟は大正13年の木造建築で、外壁に「石目地」と呼ばれる仕上げを施し、石造りの建物のように見せています。大正ならではの和洋折衷の文化を象徴する建物です。



旧草間歯科医院（登録有形文化財）

大正時代に内科医院として建築され、その後、歯科医院として使用されました。土蔵造2階建てで、大正期の医院建築の好例です。



第5章 景観形成基準

景観計画では、届出対象行為に対して、景観形成方針を踏まえ、景観法に基づく行為の制限の基準として、景観形成基準を定めています。

景観形成基準は、良好な景観形成を図るため、行為を行うにあたり遵守すべき事項です。

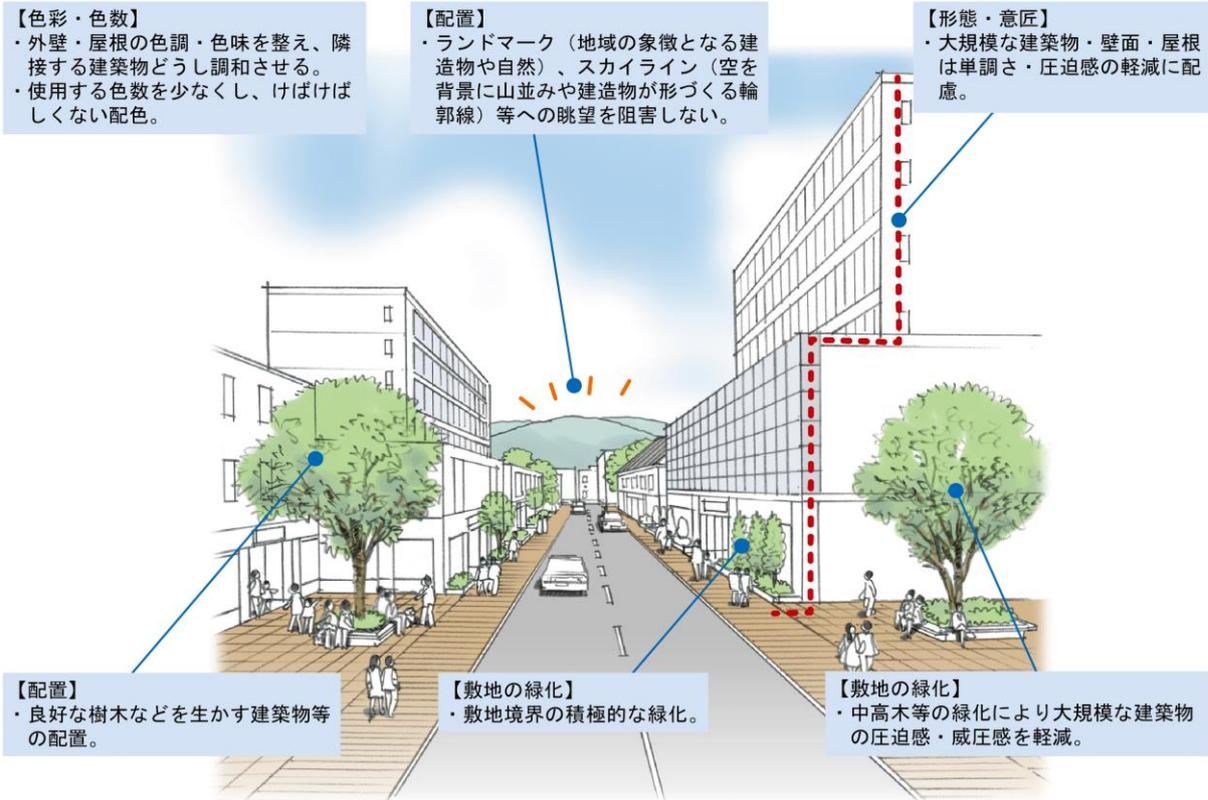
- ・該当する行為については、「5つの地域区分」ごとの景観形成方針にも留意するとともに、行為の場所が、「景観軸」（河川、河岸段丘、街道、道路、鉄道）や、「景観拠点」（史跡・文化財・伝統的家並み・緑地、温泉地、交通拠点）に該当する場合は、それぞれの景観形成方針にも留意するものとします。（第4章「景観軸」「景観拠点」における景観形成方針参照）
- ・表中の緑色網掛けの行為は、景観法第17条第1項の規定（p.31参照）に基づき、上田市景観条例第20条（p.31参照）に定められた特定届出対象行為に係る景観形成基準の事項を示すものです。
- ・届出対象行為のうち、特定外観意匠に関する事項については、ここで示された基準の他、長野県屋外広告物条例の規定によるものとします。
- ・他の法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為については、この表の限りではありません。
- ・山地のうち、自然公園区域においては、自然公園法に基づき許可及び認可を受けて行う行為については、この表の限りではありません。

この章では、届出対象行為ごとに景観形成基準を解説しています。

「建築物及び工作物」と「特定外観意匠の表示又は掲出」は、全地域共通事項と地域区分ごとの景観形成基準があります。その他の行為の景観形成基準は全地域共通です。

地域区分 届出対象行為	A 市街地	B 旧城下町	C 沿道	D 田園	E 山地
建築物及び工作物	5-1 1				
	5-1 2	5-1 3	5-1 4	5-1 5	5-1 6
開発行為・土地の形質の変更	5-2				
土石の採取・鉱物の掘採	5-3				
木竹の伐採	5-4				
屋外における物件の堆積	5-5				
屋外駐車場・駐輪場の設置	5-6				
特定外観意匠の表示または掲出	5-7 1				
	5-7 2		5-7 3		

項目		景観形成基準
配置	敷地内配置	<input type="checkbox"/> 敷地内や周辺に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせるように配置すること。 <input type="checkbox"/> 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないように配置すること。
	電気供給・電気通信施設	<input type="checkbox"/> 道路等の公共空間からなるべく後退し、目立たない位置とすること。 <input type="checkbox"/> 眺望が優れた場所での設置はなるべく避けること。
規模	規模	<input type="checkbox"/> 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模とすること。
	高さ	<input type="checkbox"/> 建築物の高さの最高限度は、別表1-1、1-2に示すとおりとする。
形態・意匠	形態・意匠の調和	<input type="checkbox"/> 周辺の基調となる景観に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
	単調さ・圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な壁面や屋根は、細分化する、アクセント（強調・変化）をつける等、単調さや圧迫感を与えないようにデザインを工夫すること。 <input type="checkbox"/> 周辺の基調となる建築物等と比べて、規模が大きい場合は、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺と調和させること。
	河川・鉄道及び道路に面する部分	<input type="checkbox"/> 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
	電気供給・電気通信施設	<input type="checkbox"/> 柱状タイプを基本とする。なお、施設の機能及び地形上の制約等によりこれによりがたい場合を除く。
	付帯施設、屋上設備等	<input type="checkbox"/> 車庫や物置、倉庫等の付属物は、圧迫感を生じないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど雑然としないように努めること。 <input type="checkbox"/> 屋外設備、屋上設備は、建築物と一体的なデザインの壁や格子状のもので覆う等、目立たないように工夫すること。 <input type="checkbox"/> 非常階段、パイプ等の付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体と調和させること。 <input type="checkbox"/> ごみ集積所は、道路から意識されないような構造とするように努めること。 <input type="checkbox"/> 工場施設においては、エントランス（玄関・入口）空間を積極的に修景する等、地域のイメージアップに貢献する施設とすること。
色彩・色数		<input type="checkbox"/> 建築物の外壁及び屋根の色彩は、色調（色彩の強弱・濃淡の調子）及び色味（色の種類）を整えることにより、隣接する建築物どうしが調和するよう工夫を行うこと。 <input type="checkbox"/> 建築物及び工作物の色彩基準は、別表2に示すとおりとする。 <input type="checkbox"/> 別表3に記載する推奨色（伝統的に用いられてきた色彩）の使用に努めること。その場合にも、面積や立面の意匠等に合わせて工夫を行うこと。 <input type="checkbox"/> 使用する色数を少なくするよう努めること。 <input type="checkbox"/> 複数の色を使用する場合には、類似した色調・色相、明度、彩度の色で全体をまとめるなど、けばけばしくない配色とすること
	電気供給・電気通信施設	<input type="checkbox"/> 道路等の公共空間から見た際、背景の景観と調和するように、立地する場所により使用する色を工夫すること。
材料		<input type="checkbox"/> 自然素材を活用するとともに、耐久性、季節や気候の変化に強い素材を使用すること。 <input type="checkbox"/> 伝統的に使用されてきた素材など地域の景観を特徴づける素材や、伝統的な工法を積極的に採り入れること。
敷地の緑化	敷地境界の処理	<input type="checkbox"/> 敷地境界は積極的に緑化を行い、特にフェンスや塀はできるだけ低くして植栽を取り入れるなど、道路等の公共空間や周囲の緑との連続性に配慮すること。
	既存樹木等の保全	<input type="checkbox"/> 既存の樹木、生け垣、屋敷林等は保全、活用するように努めること。
	緑化による圧迫感の軽減	<input type="checkbox"/> 大規模な建築物等にあっては、中高木を植えるなど周囲の緑化を充実させ、圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
	駐車場等の緑化	<input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場等を設ける場合は、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
	水辺の処理	<input type="checkbox"/> 河川等の水辺がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観形成に配慮すること。



【形態・意匠】
 ・周辺の基調となる景観に配慮したまとまりのある形態。

・大規模な建築物・壁面・屋根は単調さ・圧迫感の軽減に配慮。

○壁面を後退させる。
 ○上部を後退させる。
 ○1階部分に歩行スペースを設ける。

・河川・鉄道・道路に面する壁面や、大規模な壁面等は、デザイン等に配慮する。

○窓や開口部等活用する。
 ○はつり仕上げや目地を活用する。
 ○色彩に変化を持たせる。
 ○タイル等の素材を活用する。

・屋外設備・屋上設備は、目立たない工夫をする。

○ルーバー等で覆う。
 ○建築物と一体的なデザインにする。

・非常階段・パイプ・広告物等は煩雑さを軽減し、建築物等本体と調和させる。

・ごみ集積所は、道路から意識されないような構造とする。

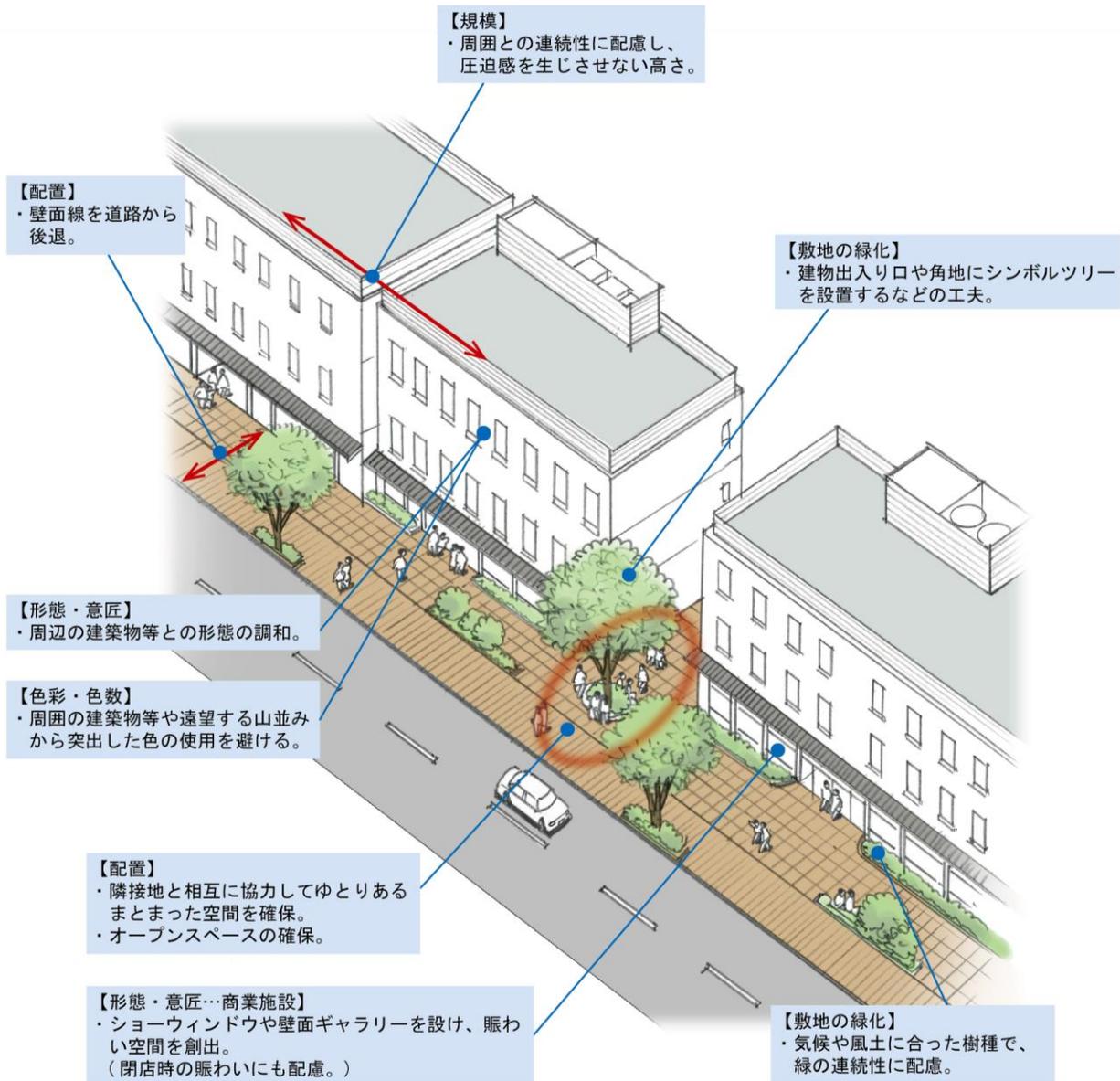
【規模】
 ・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象にならない規模。

【敷地の緑化】
 ・河川等の水辺がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観形成に配慮。

【材料】
 ・伝統的な素材・工法等の活用。

○蚕室様式を取り入れた例。（五加自治会館）

項目		景観形成基準
配置	道路からの位置	<input type="checkbox"/> 周辺と壁面線を調和させるとともに、極力道路から後退し、開放感のある歩行者空間の確保に努めること。 <input type="checkbox"/> 周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫を行うこと。
	隣接地からの位置	<input type="checkbox"/> 来街者の憩いのための小広場として、隣接地と相互に協力してゆとりあるまとまった空間を確保するよう努めること。
	敷地内配置	<input type="checkbox"/> オープンスペースの確保に努めること。 <input type="checkbox"/> 千曲川堤防沿いで、中高層の規模となる場合は、堤防沿いから後退し、圧迫感等を生じないように努めるとともに、千曲川沿岸の眺望に配慮すること。
規模	高さ	<input type="checkbox"/> 周囲のまちなみとしての連続性に配慮するとともに、圧迫感を生じないように努めること。
形態・意匠	形態・意匠の調和	<input type="checkbox"/> 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。
	デザイン・屋根の勾配	<input type="checkbox"/> 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマークの形成に努めること。
	伝統的様式	<input type="checkbox"/> 蚕室造りなど周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。
	付帯施設、屋上設備等	<input type="checkbox"/> 門、塀等は周辺のまちなみと調和させるとともに、建築物と一体的なデザインとするように努めること。 <input type="checkbox"/> 商業施設においては、ショーウインドウ(飾り窓・陳列窓)や壁面ギャラリー(展示場・画廊)を設ける等、賑わい空間の創出に努めること。 <input type="checkbox"/> 商店街においては、シャッターにデザインを施すなど、休日や閉店後の賑わいにも配慮すること。
色彩・色数		<input type="checkbox"/> 周囲の建築物等や遠望する山並みから突出した色の使用を避け、周辺のまちなみに調和した色調とすること。
材料		<input type="checkbox"/> 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。
敷地の緑化	樹種	<input type="checkbox"/> 使用する樹種は地域の気候や風土にあったものや四季の変化を演出できるものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑との連続性に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 建築物の出入口付近や道路の角地等においてはシンボルツリー(象徴的な樹木)を設置するなどの工夫を施すこと。
	緑化率	<input type="checkbox"/> 建築物の建築にあたっては、敷地面積の3%以上を緑化するよう努めること。



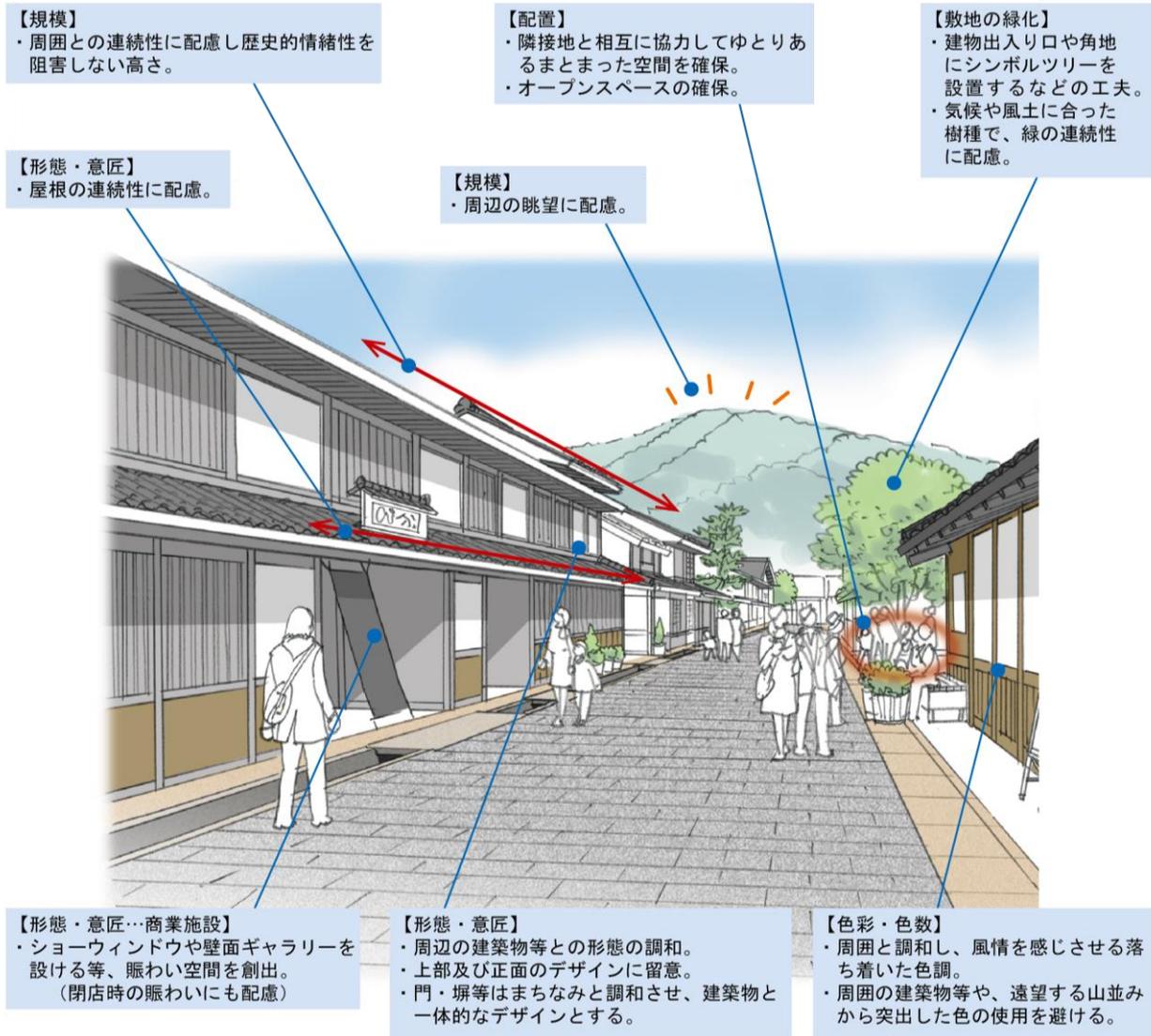
【配置】
・周囲と壁面線を調和させる。

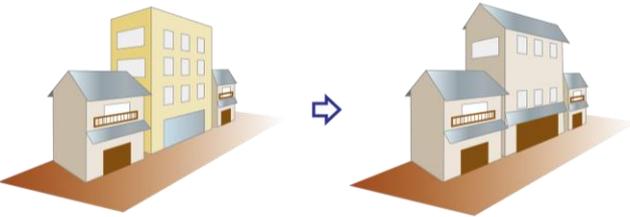
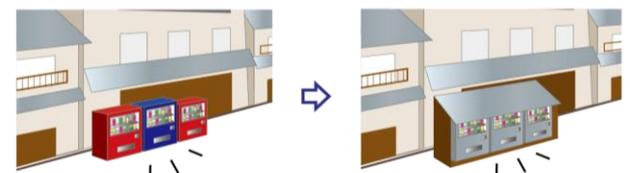
・まちなみの連続性を途切れさせない工夫。

【形態・意匠】
・上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマーク形成に努める。

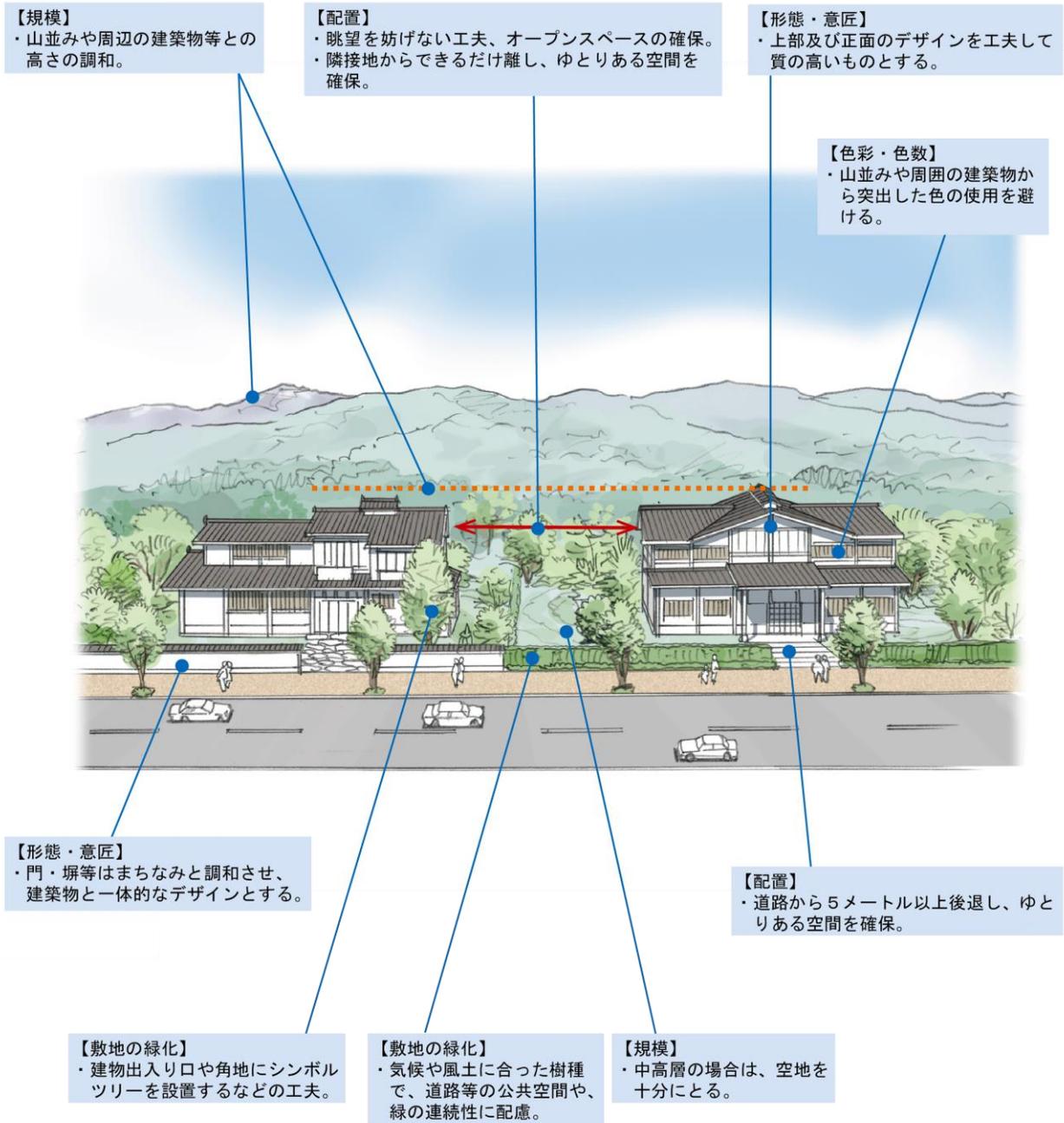
○デザイン例
・壁面を分節化する。
・中高層部は圧迫感軽減のため、軽快で落ち着いたデザインにする。
・低層部はヒューマンスケールに配慮したきめ細かい仕上げにする。
・中高層部と低層部のデザインに変化をつける。

項目		景観形成基準
配置	道路からの位置	<input type="checkbox"/> 通りごとの壁面線に調和させるとともに、極力道路から後退し、開放感のある歩行者空間の確保に努めること。 <input type="checkbox"/> 周辺から壁面線を大きく後退させる場合は、門や塀、植栽等の設置により、まちなみの連続性を途切れさせない工夫を行うこと。
	隣接地からの位置	<input type="checkbox"/> 来街者の憩いのための小広場として、隣接地と相互に協力してゆとりあるまとまった空間を確保するよう努めること。
	敷地内配置	<input type="checkbox"/> オープンスペースの確保に努めること。
規模	高さ	<input type="checkbox"/> 周囲のまちなみとしての連続性に配慮するとともに、圧迫感を生じないように努めること。 <input type="checkbox"/> 城下町の歴史的風情を阻害しない高さとなるよう配慮すること。 <input type="checkbox"/> 上田城跡公園周辺の眺望に配慮すること。
形態・意匠	形態・意匠の調和	<input type="checkbox"/> 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。 <input type="checkbox"/> 地域の歴史性を意識した形態とするとともに、通りごとのまちなみのまとまりに配慮した形態とすること。
	デザイン・屋根の勾配	<input type="checkbox"/> 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美やランドマークの形成に努めること。 <input type="checkbox"/> 中高層建築物においても、低層建築物の屋根の連続性に配慮したデザインを施すなど、周囲のまちなみとの調和に努めること。
	伝統的様式	<input type="checkbox"/> 城下町や街道筋、蚕糸業等の面影を残す伝統的な様式を持つ建築物がある場所では、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。
	付帯施設、屋上設備等	<input type="checkbox"/> 門、塀等は周囲のまちなみと調和させるとともに、建築物と一体的なデザインとするよう努めること。 <input type="checkbox"/> 商業施設においては、ショーウインドウ(飾り窓・陳列窓)や壁面ギャラリー(展示場・画廊)を設ける等、賑わい空間の創出に努めること。 <input type="checkbox"/> 商店街においては、シャッターにデザインを施すなど、休日や閉店後の賑わいにも配慮すること。 <input type="checkbox"/> 歴史的資源や歴史的まちなみのある場所で自動販売機等を設置する場合は、背後の建築物等やまちなみの色彩と合わせる、格子や木柵で覆うなどの工夫をすること。
色彩・色数		<input type="checkbox"/> 周囲の建築物等や遠望する山並みから突出した色の使用を避け、周囲のまちなみに調和した色調とすること。 <input type="checkbox"/> 周囲の通りや境界から突出した色の使用を避け、城下町や蚕都の風情を感じさせる落ち着いた色調とすること。
材料		<input type="checkbox"/> 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。 <input type="checkbox"/> 歴史的資源の周囲や歴史的まちなみの残る場所においては、反射光のある素材は原則として使用しないこと。
敷地の緑化	樹種	<input type="checkbox"/> 使用する樹種は地域の気候や風土にあったものや四季の変化を演出できるものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑との連続性に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 建築物の出入口付近や道路の角地等においてはシンボルツリー(象徴的な樹木)を設置するなどの工夫を施すこと。
	緑化率	<input type="checkbox"/> 建築物の建築にあたっては、敷地面積の3%以上を緑化するよう努めること。



<p>【配置】 ・まちなみの連続性を途切れさせない工夫。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>○植栽により、連続性を確保している例。</p> <p>○柵により、連続性を確保している例。</p>	<p>【形態・意匠】 ・地域の歴史性に配慮し、伝統的様式を持つ建築物がある場所では、その様式を継承又は取り入れた意匠とする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>・歴史的なまちなみのある場所で自動販売機等を設置する場合は、周囲と色彩を合わせる、格子等で覆う等の工夫をする。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
---	--

項目		景観形成基準
配置	道路からの位置	<input type="checkbox"/> 道路から余裕をもって(5メートル以上)後退し、ゆとりある空間を確保するよう努めること。
	隣接地からの位置	<input type="checkbox"/> 隣接する敷地境界からできるだけ離し、ゆとりある空間を確保すること。
	敷地内配置	<input type="checkbox"/> 眺望を妨げない工夫をし、オープンスペースの確保に努めること。 <input type="checkbox"/> 千曲川堤防沿いで、中高層の規模となる場合は、堤防沿いから後退し、圧迫感等を生じないように努めるとともに、千曲川沿岸の眺望に配慮すること。
規模	高さ	<input type="checkbox"/> 背景の山並み及び周辺の建築物等の高さとの調和に努めるとともに、中高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないように努めること。
形態・意匠	形態・意匠の調和	<input type="checkbox"/> 遠望する山並みや周辺の建築物等の形態との調和に努めること。
	デザイン・屋根の勾配	<input type="checkbox"/> 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるように努めること。
	伝統的様式	<input type="checkbox"/> 蚕室造りなど周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。
	付帯施設、屋上設備等	<input type="checkbox"/> 門、塀等は周辺のまちなみと調和させるとともに、建築物と一体的なデザインとするように努めること。 <input type="checkbox"/> 商業施設においては、ショーウィンドウ(飾り窓・陳列窓)や壁面ギャラリー(展示場・画廊)を設ける等、賑わい空間の創出に努めること。 <input type="checkbox"/> 商店街においては、シャッターにデザインを施すなど、休日や閉店後の賑わいにも配慮すること。
色彩・色数		<input type="checkbox"/> 遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の沿道景観に調和した色調とすること。
材料		<input type="checkbox"/> 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
敷地の緑化	樹種	<input type="checkbox"/> 使用する樹種は地域の気候や風土にあったものや四季の変化を演出できるものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑との連続性に配慮すること。 <input type="checkbox"/> 建築物の出入口付近や道路の角地等においてはシンボルツリー(象徴的な樹木)を設置するなどの工夫を施すこと。
	緑化率	<input type="checkbox"/> 「田園」及び「山地」内の沿道では、個人住宅・共同住宅の建築にあたっては、敷地面積の3%以上を、また、工場・店舗等の個人住宅・共同住宅以外の建築物の建築にあたっては、敷地面積の6%以上を緑化するように努めること。



【形態・意匠】

- ・門・塀等はまちなみと調和させ、建築物と一体的なデザインとする。
- ・伝統的様式を持つ建築物がある場所では、その様式を継承又は取り入れた意匠とする。

○塀と建築物を一体的なデザインとしている事例。

項目		景観形成基準
配置	道路からの位置	<input type="checkbox"/> 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。
	隣接地からの位置	<input type="checkbox"/> 隣接する建築物等との間に十分にゆとりを保ち、ひろがりのある空間を確保すること。
	敷地内配置	<input type="checkbox"/> 眺望を妨げない工夫をし、オープンスペースの確保に努めること。 <input type="checkbox"/> 千曲川堤防沿いで、中高層の規模となる場合は、堤防沿いから後退し、圧迫感等を生じないよう努めるとともに、千曲川沿岸の眺望に配慮すること。
規模	高さ	<input type="checkbox"/> 個々の建築物等の高さは極力おさえ、周辺の田園景観や背景の山並みとの調和に努めること。
形態・意匠	形態・意匠の調和	<input type="checkbox"/> 遠望する山並みや周辺の田園景観と調和する形態とすること。
	デザイン・屋根の勾配	<input type="checkbox"/> 屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。
	伝統的様式	<input type="checkbox"/> 蚕室造りなど周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。
	付帯施設、屋上設備等	<input type="checkbox"/> 門、塀等は周辺のまちなみと調和させるとともに、建築物と一体的なデザインとするように努めること。
色彩・色数		<input type="checkbox"/> 遠望する山並みや周辺の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とすること。
材料		<input type="checkbox"/> 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
敷地の緑化	樹種	<input type="checkbox"/> 使用する樹種は地域の気候や風土にあったものとし、周囲の樹林等、周辺の景観や環境と調和するものとする。
	緑化率	<input type="checkbox"/> 個人住宅・共同住宅の建築にあたっては、敷地面積の3%以上を緑化するよう努めること。 <input type="checkbox"/> 工場・店舗等、個人住宅・共同住宅以外の建築物の建築にあたっては、敷地面積の6%以上を緑化するよう努めること。

【規模】

・高さは極力おさえ、田園景観や山並みと調和させる。

【敷地の緑化】

・気候や風土、周辺の景観や環境に調和した樹種。

【配置】

・隣接する建築物等との間に十分にゆとりを保ち、ひろがりのある空間を確保。



【色彩・色数】

・山並みや田園集落の景観に調和した色調。

【材料】

・反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避ける。

【配置】

・道路からできるだけ後退し、空地を確保。

【形態・意匠】

・山並みや周辺の建築物と調和した勾配屋根、適度な軒の出。

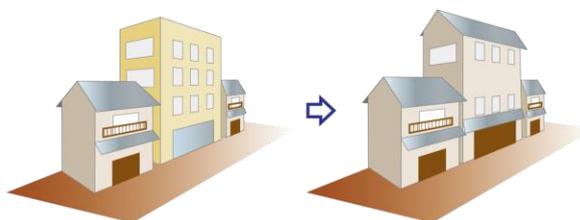
【形態・意匠】

・門・塀等はまちなみと調和させ、建築物と一体的なデザインとする。

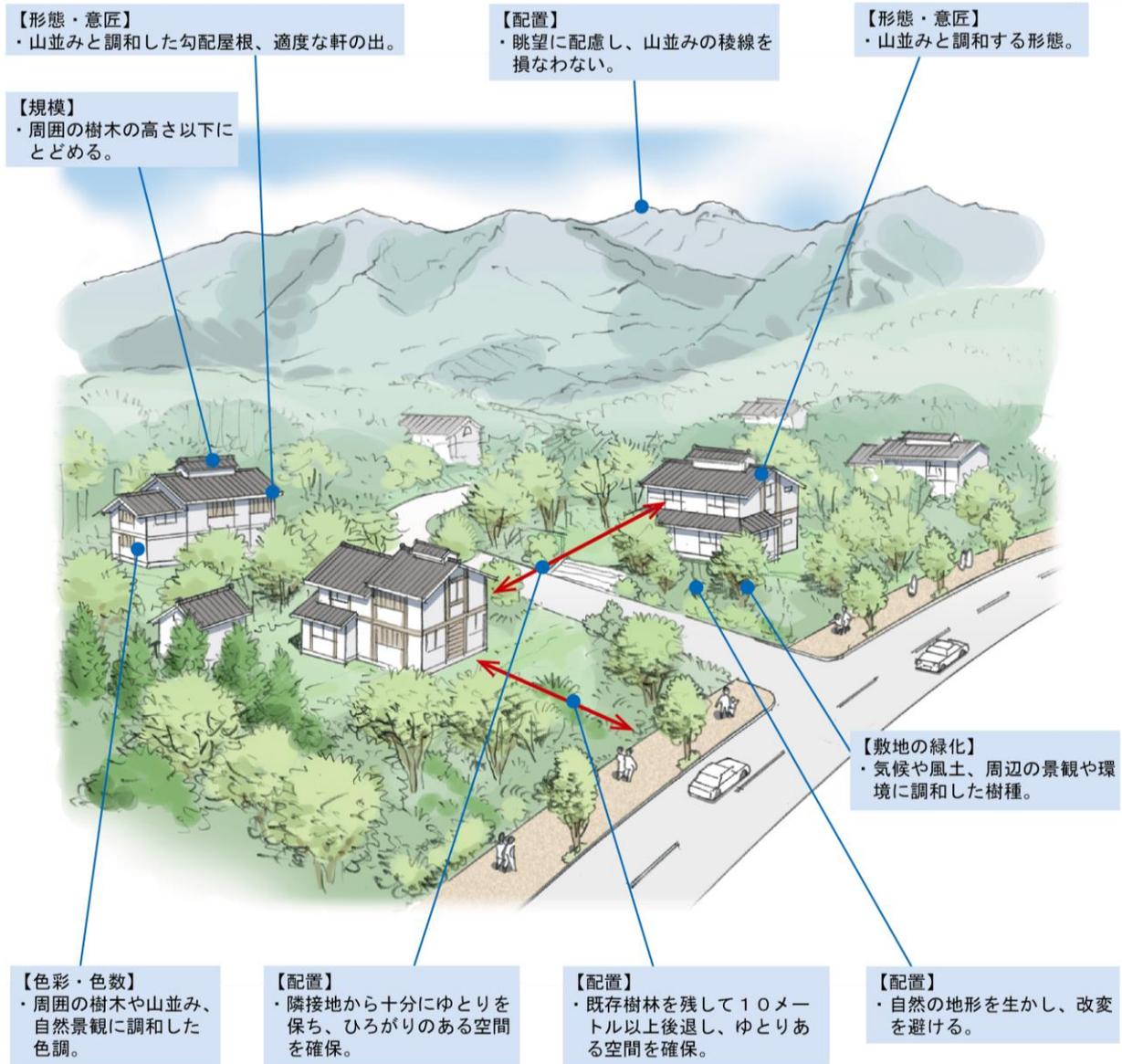


○塀と建築物を一体的なデザインとしている事例。

・伝統的様式を持つ建築物がある場所では、その様式を継承又は取り入れた意匠とする。



項目		景観形成基準
配置	道路からの位置	□ 道路から十分(10メートル以上)後退し、道路側に既存林を残せるように努めること。
	隣接地からの位置	□ 隣接する建築物等との間に十分にゆとりを保ち、ひろがりのある空間を確保すること。
	敷地内配置	□ 自然の地形を生かし、できるだけ改変を避けるとともに、自然景観の眺望に配慮し、山並み等の稜線を損わない工夫をすること。
規模	高さ	□ 原則として周囲の樹木の高さ以下にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するように形態等に配慮すること。
形態・意匠	形態・意匠の調和	□ スカイラインを形成する周辺の山並みと調和する形態とすること。
	デザイン・屋根の勾配	□ 屋根は原則として勾配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、勾配は周辺の山並みとの調和に努めること。
	伝統的様式	□ 蚕室造りなど周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。
	付帯施設、屋上設備等	□ 門、塀等は、建築物と一体的なデザインとするように努めること。
色彩・色数		□ 周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。
材料		□ 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。
敷地の緑化	樹種	□ 使用する樹種は地域の気候や風土にあったものとし、周囲の樹林等、周辺の景観や環境と調和するものとする。
	緑化率	□ 個人住宅・共同住宅の建築にあたっては、敷地面積の3%以上を緑化するように努めること。 □ 工場・店舗等、個人住宅・共同住宅以外の建築物の建築にあたっては、敷地面積の6%以上を緑化するように努めること。



【形態・意匠】
・山並みと調和した勾配屋根、適度な軒の出。

【配置】
・眺望に配慮し、山並みの稜線を損なわない。

【形態・意匠】
・山並みと調和する形態。

【規模】
・周囲の樹木の高さ以下にとどめる。

【敷地の緑化】
・気候や風土、周辺の景観や環境に調和した樹種。

【色彩・色数】
・周囲の樹木や山並み、自然景観に調和した色調。

【配置】
・隣接地から十分にゆとりを保ち、ひろがりのある空間を確保。

【配置】
・既存樹林を残して10メートル以上後退し、ゆとりある空間を確保。

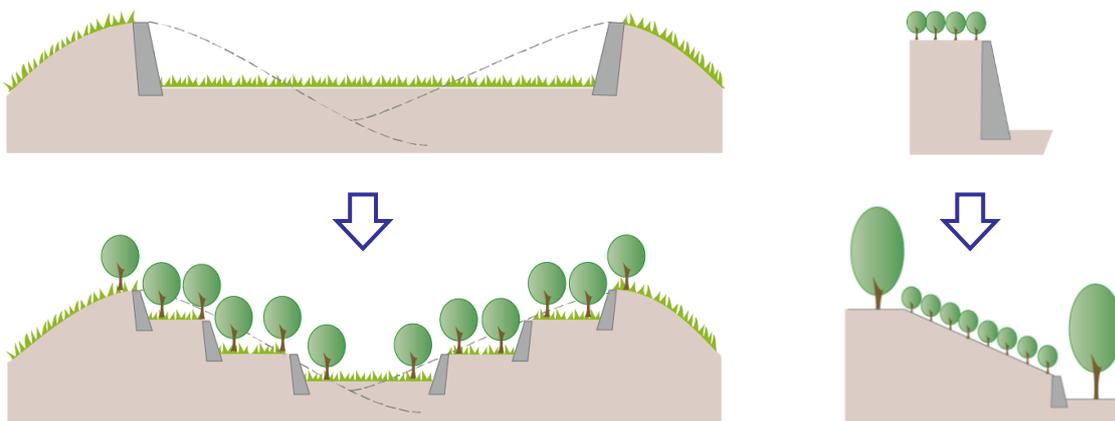
【配置】
・自然の地形を生かし、改変を避ける。

【形態・意匠】
・門・塀等はまちなみと調和させ、建築物と一体的なデザインとする。

・伝統的様式を持つ建築物がある場所では、その様式を継承又は取り入れた意匠とする。

○塀と建築物を一体的なデザインとしている事例。

項目	景観形成基準
法面・擁壁	□ 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
擁壁の工夫	□ 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
樹林、水辺の活用	□ 良好な樹林、樹木、河川及び水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。

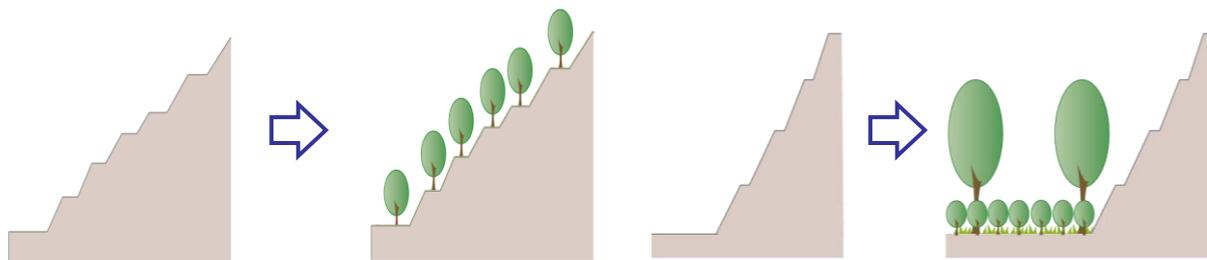


○大規模な法面、擁壁が生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努める。



○擁壁は前面の緑化等を行う。

項目	景観形成基準
遮へい	□ 周辺から目立ちにくいように採取・掘採の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
事後の緑化	□ 採取・掘採後は、周辺景観と調和した緑化等により修景すること。



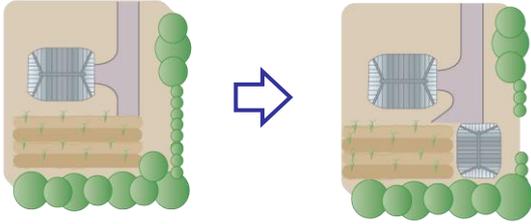
○採取・掘削後は緑化等により修景する。

○敷地周辺の緑化に努める。

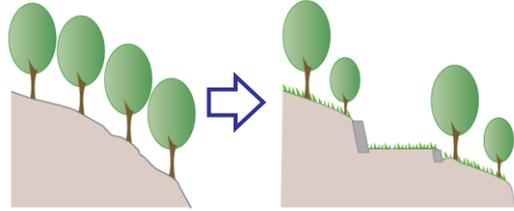
5-4 木竹の伐採

| 全地域共通

項目	景観形成基準
既存樹林等の保全	□ 既存の樹木、生け垣、屋敷林等はできる限り保全、活用し、伐採は必要最小限とすること。
事後の緑化	□ やむを得ず伐採する場合は、地域の植生に配慮し、周辺の樹林等、周辺の景観と調和する樹種を多く植栽すること。



○既存の樹木、生け垣、屋敷林等を保全する。

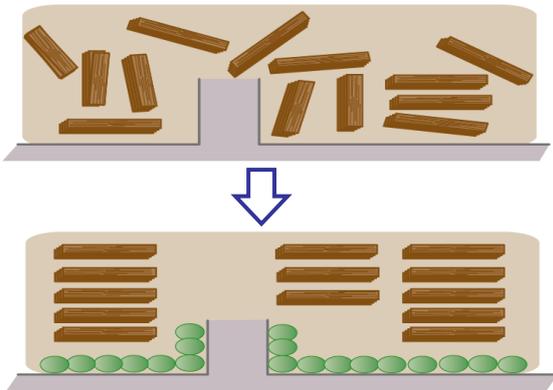


○やむを得ず伐採する場合は、周辺の景観と調和する樹種を多く植栽する。

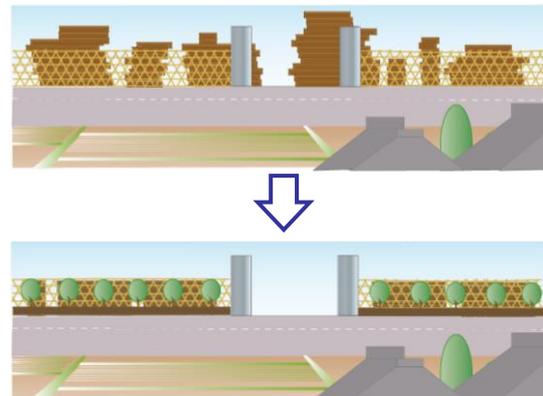
5-5 屋外における物件の堆積

| 全地域共通

項目	景観形成基準
高さ、積み上げ方法	□ 物品の積み上げにあたっては、高さをできるだけ低くするとともに整然と積み上げること。
遮へい	□ 周辺から見えにくくなるように植栽の実施、木塀の設置等により遮へいに努めること。



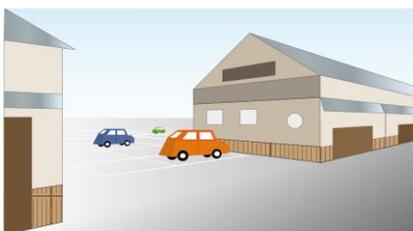
○高さをできるだけ低くし、整然と積み上げる。
○周辺から見えにくくなるように、植栽や木塀等により遮へいする。



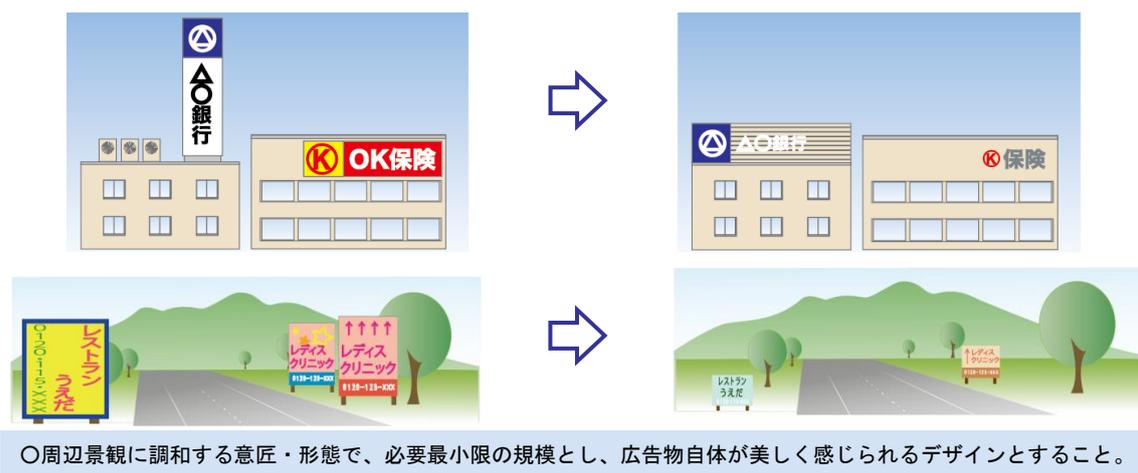
5-6 屋外駐車場・駐輪場の設置

| 全地域共通

項目	景観形成基準
屋外駐車場・駐輪場の設置	□ 駐車場や駐輪場を設置する場合は、植栽や門柵で囲む等、道路から直接見えないうように工夫し、まちなみの連続性を遮断しないようにすること。



項目	景観形成基準
位置	<input type="checkbox"/> 道路等からできるだけ後退させ、必要最小限の数にすること。 <input type="checkbox"/> 河川等の水辺や山並みなど、良好な眺望を阻害しないように努めること。
意匠及び規模	<input type="checkbox"/> 基調となる周辺景観に調和する意匠・形態で、必要最小限の規模とし、広告物自体が美しく感じられるデザインとすること。
材料	<input type="checkbox"/> 周辺景観と調和し、耐久性、耐候性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとする。



参考 景観法と上田市景観条例

行為の制限に関する事項に関し、法令上の根拠について一部を紹介します。

上田市景観条例

(事前協議 (p. 2 参照))

第 14 条

法第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する届出を行う者で、次に掲げる大規模特定行為をしようとするものは、規則で定めるところにより、当該届出の前に市長に協議しなければならない。その協議を行った行為の変更についても同様とする。

- (1) 延べ面積 3,000 平方メートル又は高さ 20 メートルを超える建築物の建築等
- (2) 築造面積 1,000 平方メートル又は高さ 30 メートルを超える工作物の建設等

(特定届出対象行為 (p. 16 参照))

第 20 条

法第 17 条第 1 項の条例で定める特定届出対象行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の届出を要する行為とする。

景観法

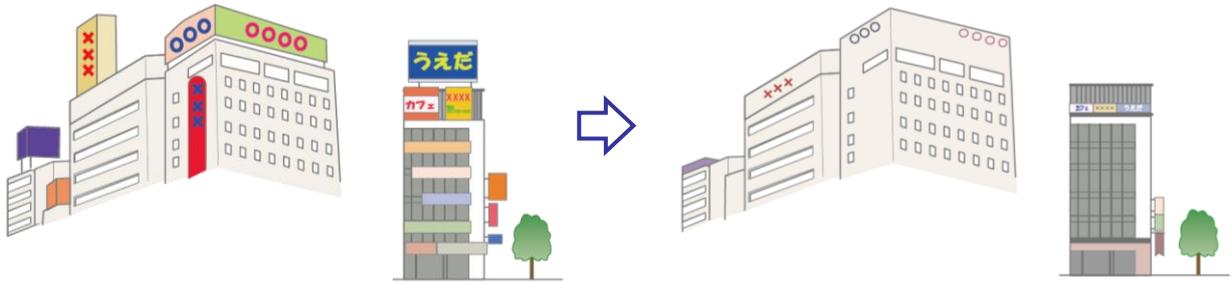
(変更命令等 (p. 16 参照))

第 17 条第 1 項

景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第 1 項第 1 号又は第 2 号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第 7 項及び次条第 1 項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしてしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第 3 項の規定は、適用しない。

市街地

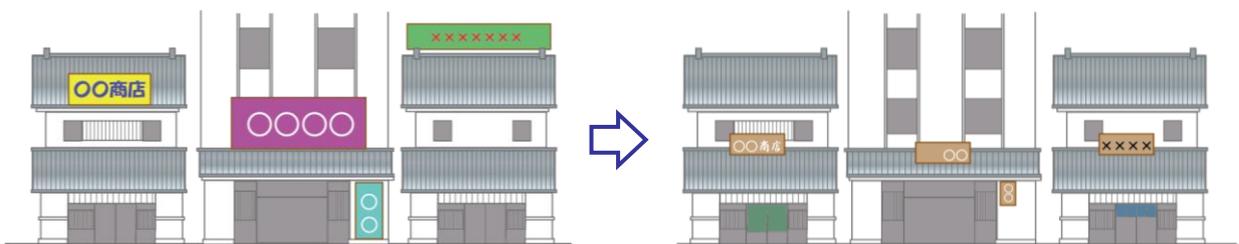
項目	景観形成基準
材料	<input type="checkbox"/> 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩	<input type="checkbox"/> 周囲の建築物等や遠望する山並みから突出した色の使用を避け、周辺のまちなみに調和した色調とすること。 <input type="checkbox"/> 使用する色数をできるだけ少なくするように努め、色彩相互の調和に十分配慮すること。 <input type="checkbox"/> 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に配慮すること。



○周囲の建築物や遠望する山並みから突出した色の使用は避け、周辺のまちなみに調和した色調とする。
 ○使用する色数を少なくし、色彩相互の調和に十分配慮する。

旧城下町

項目	景観形成基準
材料	<input type="checkbox"/> 歴史的資源の周囲や歴史的まちなみの残る場所においては、反射光のある素材は原則として使用しないこと。 <input type="checkbox"/> 歴史的資源やまちなみの残されている場所では木材等の自然素材を使用するなど、城下町の歴史を感じさせる工夫を行うこと。
色彩	<input type="checkbox"/> 周辺の通りや界隈から突出した色の使用を避け、城下町や蚕都の風情を感じさせる落ち着いた色調とすること。



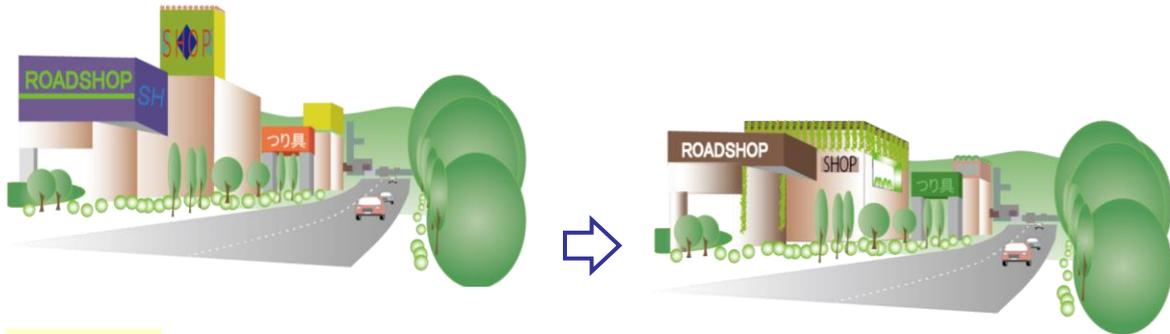
○歴史的資源やまちなみの残されている場所では、城下町の歴史を感じさせる工夫を行う。



○自然素材を使用した看板設置例。

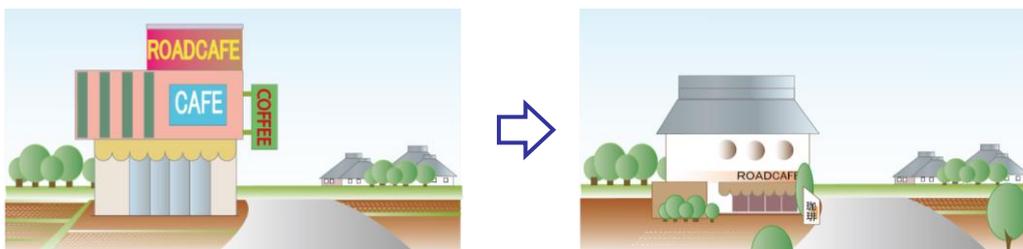
沿道

項目	景観形成基準
材料	□ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩	□ 遠望する山並みや周囲の建築物等から突出した色の使用を避け、周辺の沿道景観に調和した色調とすること。 □ 使用する色数を少なくするよう努めること。 □ 光源で動きのあるものは、周辺景観との調和に配慮すること。



田園

項目	景観形成基準
材料	□ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
色彩	□ 遠望する山並みや周囲の田園景観から突出した色の使用は避け、田園や集落の景観に調和した色調とすること。 □ 使用する色数を少なくするよう努めること。 □ 光源で動きのあるものは、原則として設置しないこと。



山地

項目	景観形成基準
材料	□ 反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。
色彩	□ 周辺の樹木や山並みから突出した色の使用は避け、自然景観と調和した色調とすること。 □ 使用する色数を少なくするよう努めること。 □ 光源で動きのあるものは、原則として設置しないこと。



■古くからの民家、商家に見られる意匠



気抜き（煙出し、高窓）

気抜きとは、室内で蚕を生育するにあたり、気温や湿度を最適に保つために設けられた換気のための小屋根（越屋根）のことです。



土蔵造り

市街地、農山村部を問わず、多くの土蔵が見られます。



門

薬医門



長屋門



うだつ（卯建）

町屋などで、隣家との間を区切るための防火塀として発達し、商家の階層的な象徴ともみなされました。市内の街道筋では、うだつの上がつた民家が見られます。



格子

街道筋や伝統的な民家に見られ、特に柳町では、格子の上部を間引いた「切子格子」（親子格子）などの特徴的な意匠が見られます。



■“まちの記憶”を感じさせる現代の建築物

真田中央公民館

蚕室造りの意匠を取り入れた外観としています。



古民家再生の例

蚕室造りを生かし、伝統的な意匠で外観を仕上げてあります。庭木や土塀とともに、周囲の家並みと調和しています。



共同住宅

隣接する繭倉の瓦の黒、漆喰壁の白を外壁色に取り入れ、格子を連想させるルーバーを用いるなど、まちなみの連続性に配慮されています。



上田駅前の中層ビル

低層部に瓦屋根の底を出し、外壁は、伝統的に壁の色彩に用いられてきた薄茶色とするなど、城下町を感じさせる工夫をしています。



別表 1 - 1 建築物の高さの最高限度の基準

地域区分		高さの最高限度
景観計画の地域区分	都市計画法の用途地域	
市街地・旧城下町	商業地域（特別業務地区一帯は除く）	31m ※緩和規定あり
	近隣商業地域	25m
	商業地域（特別業務地区一帯）	20m ※緩和規定あり
	準工業地域（「尼ヶ淵地区」は除く）	20m ※緩和規定あり
	工業地域	
	工業専用地域	
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	20m
	準工業地域のうち「尼ヶ淵地区」（別図1参照）	12m
沿道・田園・山地	用途地域指定外区域 （別所温泉、鹿教湯温泉、霊泉寺温泉の容積率が300%の区域）	25m ※緩和規定あり
	用途地域指定外区域（容積率が200%の区域）	20m ※緩和規定あり
	都市計画区域外	20m ※緩和規定あり

注1 特別業務地区一帯とは、特別業務地区及び特別業務地区に隣接する商業地域です。
 注2 緩和規定及び高さ制限の適用除外規定については別表1-2を参照してください。
 注3 他の法令等により基準が定められている場合は、当該法令等による基準が適用される場合があります。

別表 1 - 2 高さの最高限度の緩和と適用除外

1 | 建築物の高さの最高限度の緩和

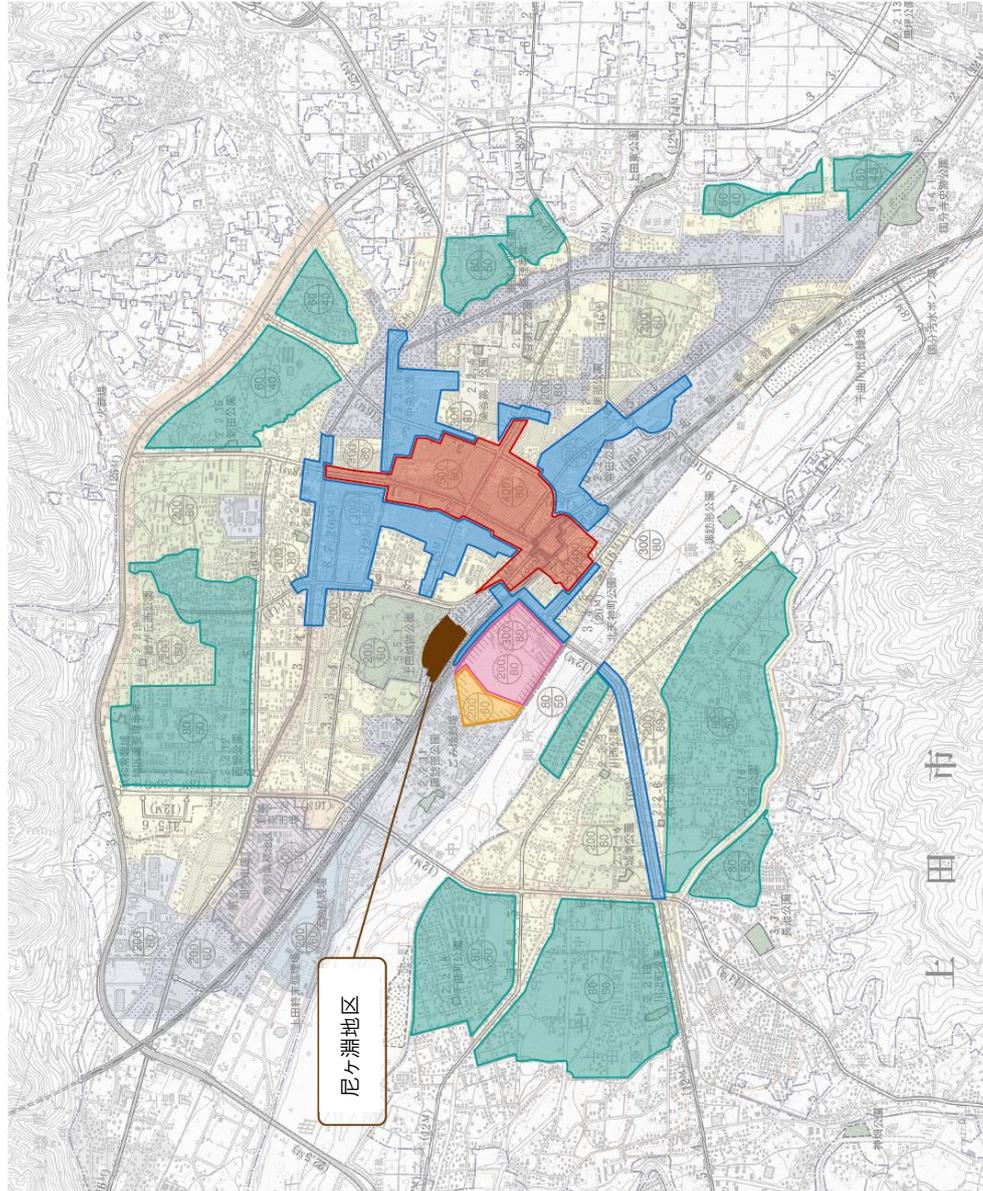
地域区分	地域区分 都市計画法の 用途地域	高さの最高限度		基準適用緩和の条件				
		緩和前	緩和後	施設用途	敷地規模	前面道路	外壁後退	緑化
市街地・旧城下町	商業地域 （ただし、防火地域（容積率500%）に限る。）	31m	40m	—	1,000㎡以上	8.0m以上	2.0m以上	6%以上
	商業地域（特別業務地区一帯）	20m	31m	卸売施設	—	—	—	—
	準工業地域（※） 工業地域、工業専用地域	20m	25m	—	2,000㎡以上	8.0m以上	2.0m以上	6%以上
沿道・田園・山地	用途地域指定外区域 （別所温泉、鹿教湯温泉、霊泉寺温泉の容積率が300%の区域）	25m	31m	宿泊施設	2,000㎡以上	—	—	6%以上
	用途地域指定外区域 （容積率が200%の区域）	20m	25m	工場・農業施設	2,000㎡以上	8.0m以上	2.0m以上	9%以上
	都市計画区域外	20m	25m	工場・農業施設	2,000㎡以上	8.0m以上	2.0m以上	9%以上

※準工業地域のうち、「尼ヶ淵地区」は除く

2 | 建築物の高さ制限の適用除外

以下の建築物については、市長が景観審議会の意見を聞いた上で、高さ制限の適用除外を認める場合があります。

- ア 公益上必要な建築物（学校、病院等）
- イ 既存建築物の建替え（本計画施行時に既に高さの基準を超えて立地する建築物で、現在の高さを超えない範囲での建築物の建替え（用途変更しない場合に限る））
- ウ 伝統的建築物（神社、寺院等の伝統的様式に基づく建築物）



高さ制限区分	
	31m (商業地域 (特別業務地区は除く))
	25m (近隣商業地域)
	25m (地区計画)
	12m (地区計画)
	10m (第一種低層住居専用地域)
	20m (上記以外の地域)

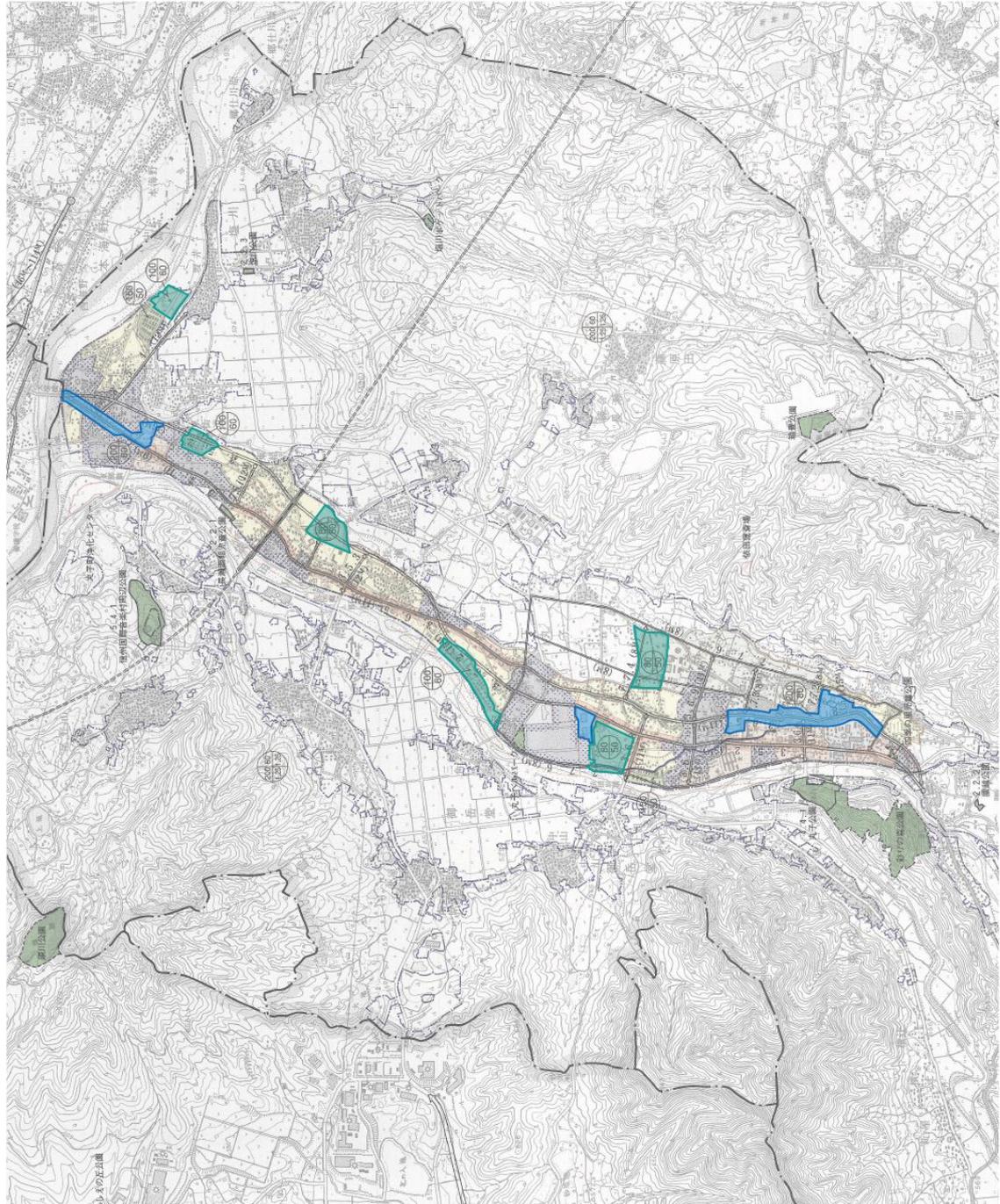
都市計画法による規制

高さ制限区分
12m

尼ヶ淵地区



※上記以外の薄色は、用途地域を示しています。



高さ制限区分	
25m (近隣商業地域)	20m (上記以外の地域)
都市計画法 による規制	

※上記以外の薄色は、用途地域を示しています。

コラム 緑化について

緑を取り入れることは、良好な景観をつくるだけでなく、さまざまな効果をもたらします。

- ・人々に潤い、安らぎを与える
- ・大気の浄化作用がある
- ・四季の変化が感じられる
- ・生物の生息地となり、自然とのふれあいの場を提供する
- ・大規模な建造物の圧迫感や突出感をやわらげたり、景観を阻害する要素を隠す
- ・防風、防音、防火作用のほか、暑さ、ほこりを避ける
- ・地域や通りの個性を演出できる



緑化についての考え方

- ・緑豊かな郊外に比べ、市街地には比較的緑が少ないといえます。日常生活の中で毎日のように目に触れ、手がとどく場所に緑を増やし、身近な場所から緑化していきましょう。
- ・斜面の緑地は立体感があり、緑を豊かに見せます。市の周囲を取りまく山並みや、市街地に潤いをもたらしている河岸段丘沿いの緑地は、上田市に特徴的な緑であり、景観上重要な役割を果たしています。既存林の伐採はできるだけ避け、斜面の緑地を保全しましょう。
- ・植栽は、樹木の高低、常緑樹と落葉樹をほどよく取り入れるなど工夫して、周囲の建造物などと樹木の葉や花の色が調和し、四季の変化を感じられる彩り豊かな空間を演出しましょう。
- ・街路樹は市街地で四季を感じさせてくれる重要な緑です。自然樹形を基本とした仕上げにすることが望ましいでしょう。
- ・地域のシンボルになるよう、まちなみや土地の自然、歴史などの風土を検討したうえで樹種を選定しましょう。
- ・美しい緑の景観を維持するため、適切な手入れを行いきましょう。

上田市に見られる緑



上田市は、年間を通じて降水量が少なく、また、昼夜、冬夏の寒暖の差が大きい地域です。このような気候の特徴も踏まえて樹種を選定しましょう。上田市に適した樹種については、都市計画課までご相談ください。

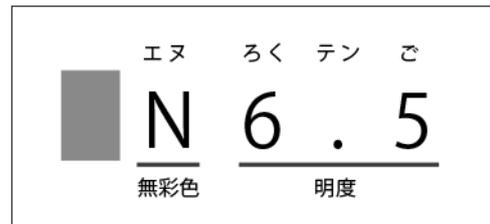
- ・建築物の外壁・屋根、工作物の外装において使用できる色は下表のとおりとします。
- ・また、伝統色である「推奨色」（別表3）を参考にその使用に努めるものとします。
- ・建築物・工作物の各立面の10分の1以下の部分において着色される部分の色彩、着色していない木材、石材、土壁、ガラス、銅板等の素材によって仕上げられる部分の色彩及び地域の伝統的様式を継承するために使用する色彩についてはこの限りではありません。
- ・無彩色の明度9を超える「白」の使用は原則不可とします。ただし、色味のあるオフホワイトに限り明度9を超える「白」を使用することができるものとします。
- ・本別表に示す色見本は参考資料であり、実際の色とは異なる場合があるため、正確には塗装見本等を参考としてください。
- ・他の法令等により基準が定められている場合は、当該法令等による基準が適用される場合があります。

地域区分	色相	明度	彩度
旧城下町	R（赤）	—	5以下
	YR（黄赤）・Y（黄）		7以下
	その他の色相		3以下
	N（無彩色）	9以下	—
市街地 沿道	R（赤）	3以上	5以下
	YR（黄赤）・Y（黄）		7以下
	その他の色相		3以下
	N（無彩色）	3以上9以下	—
田園	R（赤）	3以上8以下	4以下
	YR（黄赤）・Y（黄）		5以下
	その他の色相		3以下
	N（無彩色）	3以上9以下	—
山地	R（赤）	8以下	4以下
	YR（黄赤）・Y（黄）		5以下
	その他の色相		3以下
	N（無彩色）	9以下	—

参考 色彩の表記について

- ・色彩基準では、色彩を客観的に示す方法として、日本工業規格(JIS)にも採用されている「マンセル表色系」を採用します。
- ・「マンセル表色系」とは、色を色相・明度・彩度の3つの属性によって体系的に示したものです。

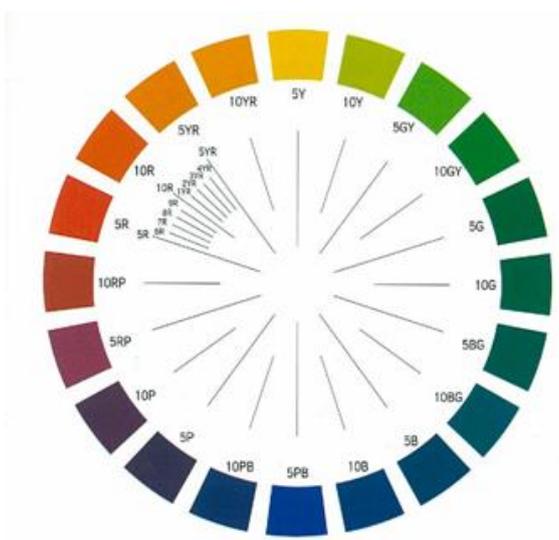
| マンセル値による表記方法



色相	色合い。R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)の基本10色相。
明度	明るさ。数値が大きいほど明るい色を示します。現実的な色票としては、1.0から9.5の数値で表します。
彩度	鮮やかさ。数値が大きくなるほど鮮やかな色を示します。色相・明度によって、最高彩度は異なります。

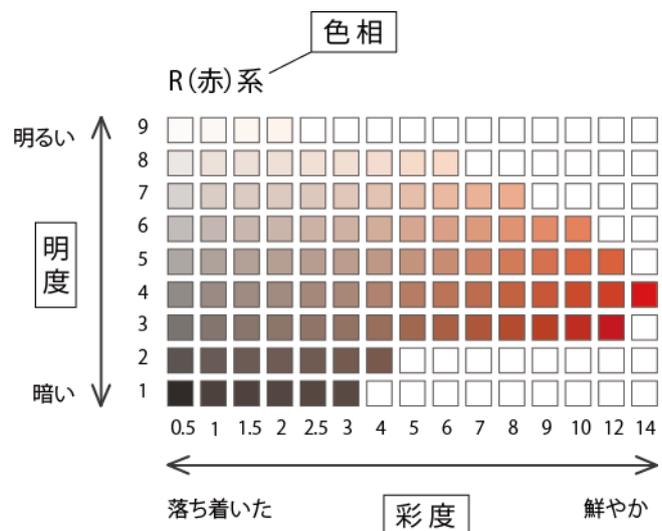
| 色相環

色相の関係を表した図



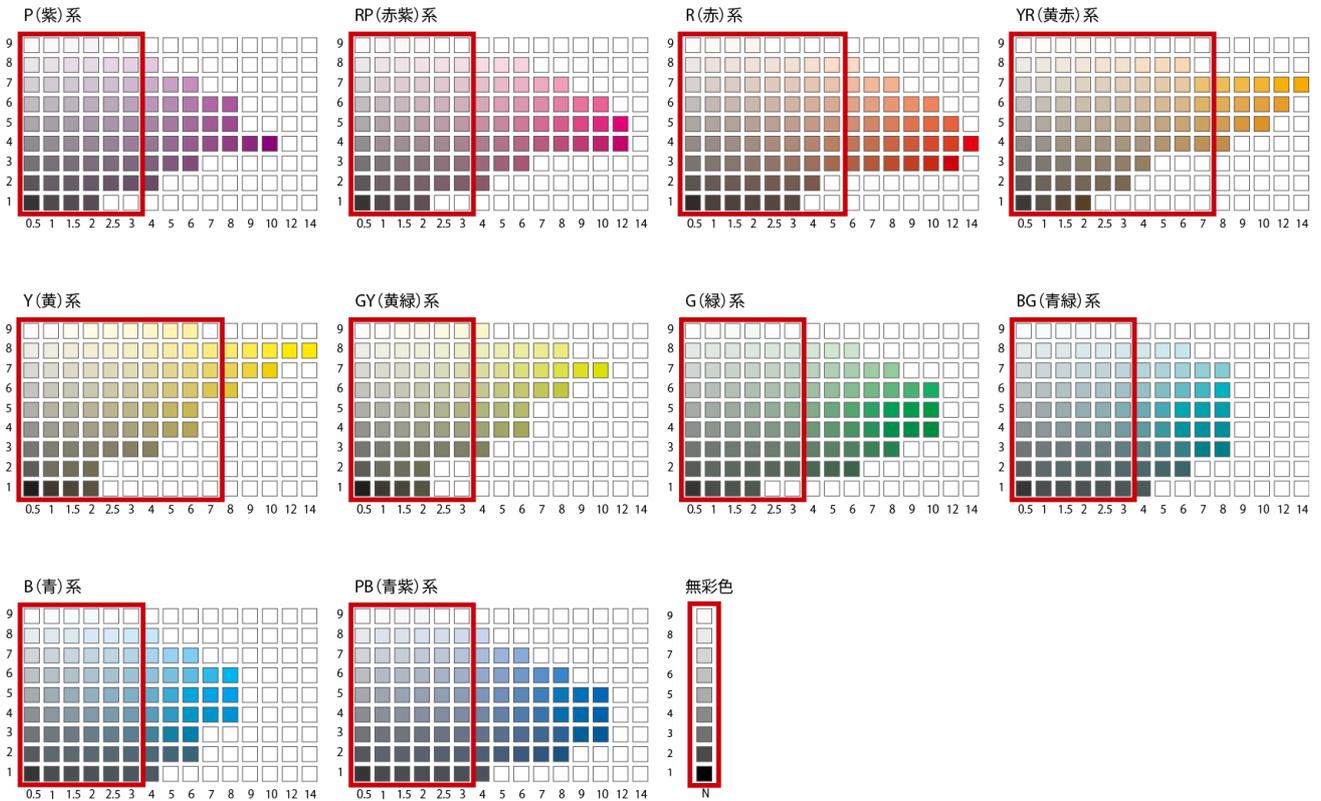
| 等色相面

同じ色相の明度と彩度関係を表した図

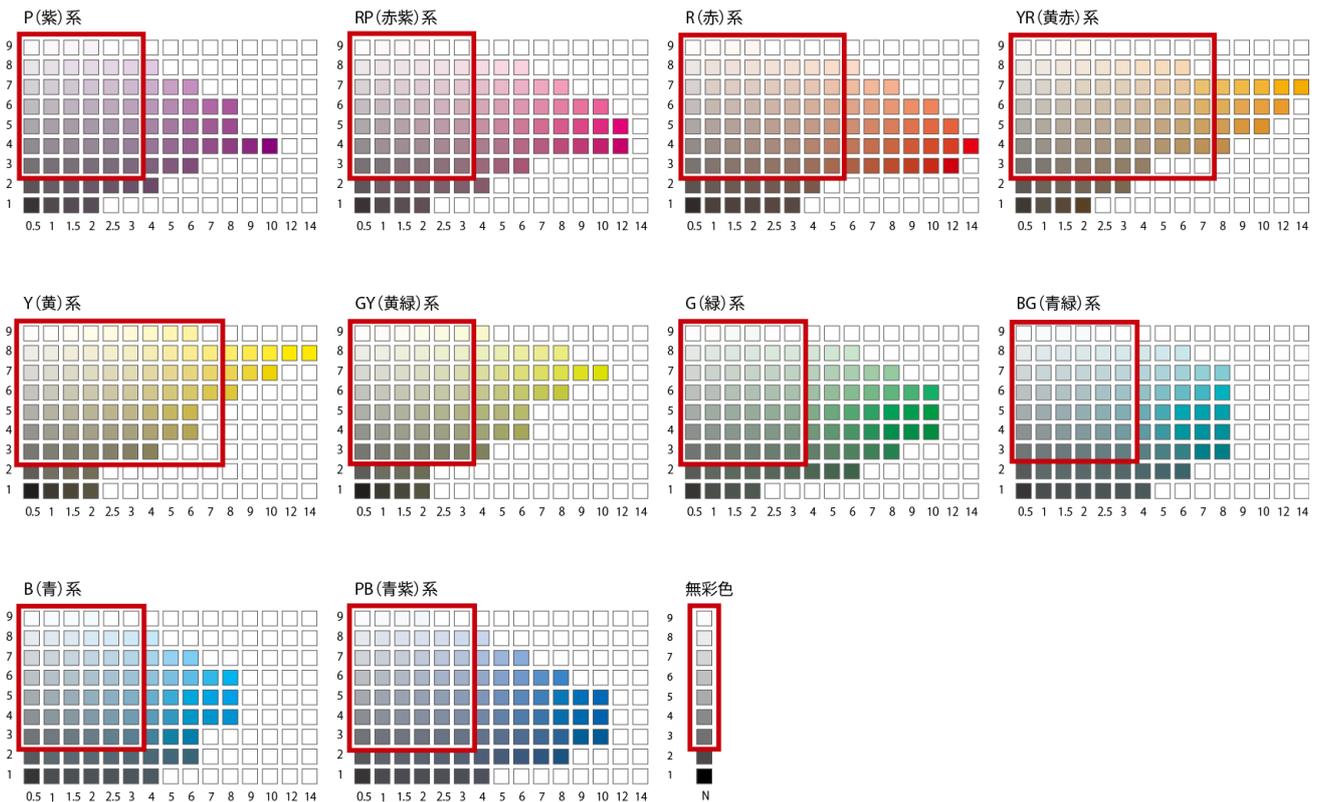


色彩基準

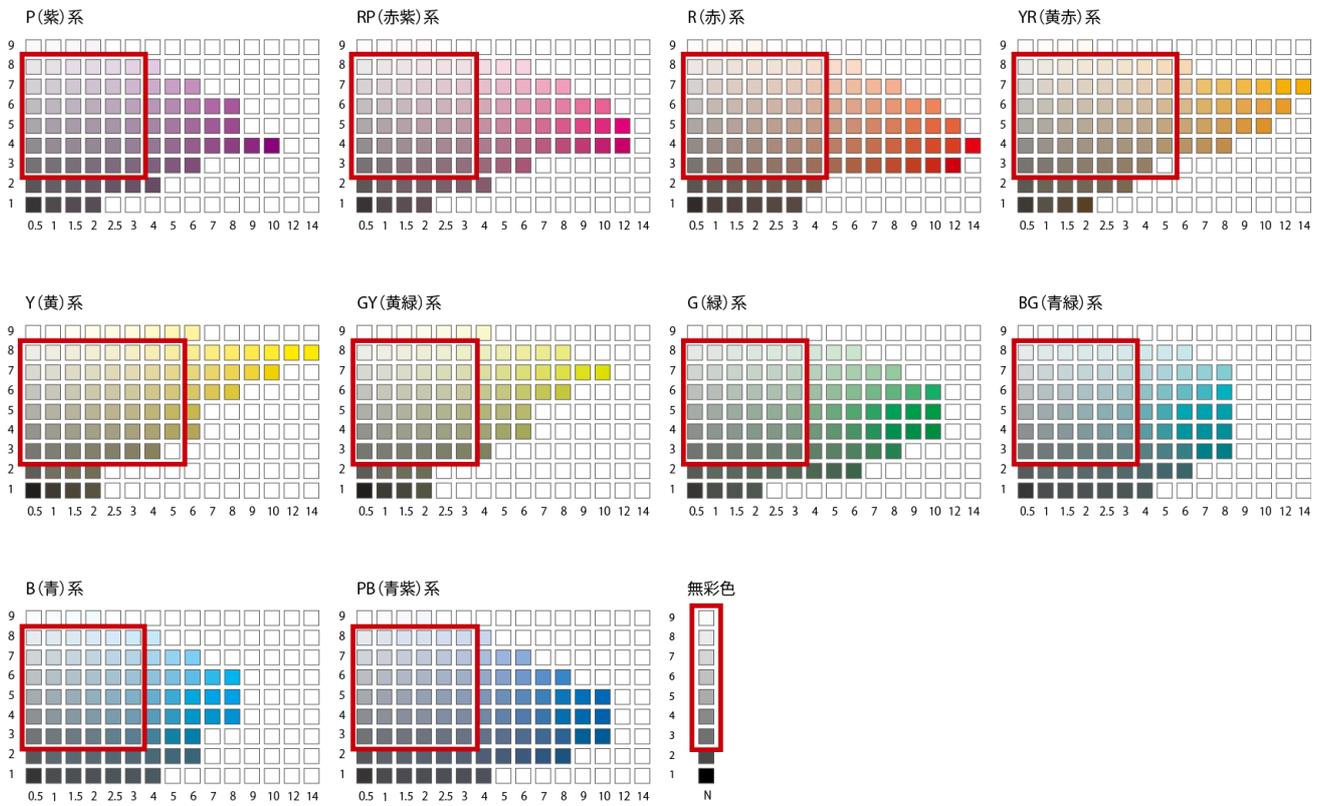
1 | 旧城下町



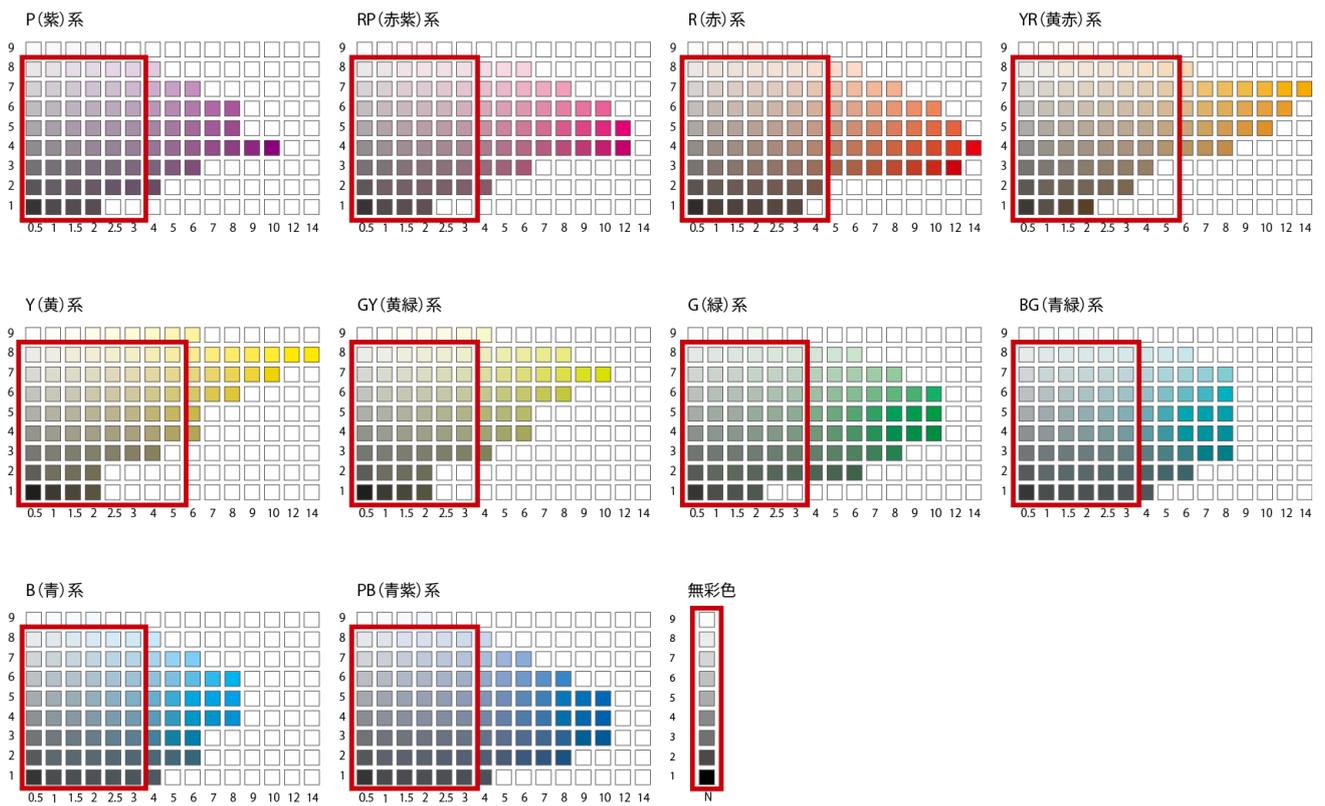
2 | 市街地・沿道



3 | 田園



4 | 山地



別表2 建築物及び工作物の色彩基準に関する推奨色

建築物や工作物等に伝統的に用いられてきたものとして使用を推奨する色彩です。景観形成基準に示されたその他の基準に配慮しながら、こちらの推奨色の使用に努めるものとします。

1 | 建築物の屋根・壁、工作物等の基調色として伝統的に用いられてきた色彩

 檳榔子染 10R 2.5 / 0.5	 灰汁色 2.5Y 5.5 / 0.5	 青鈍 2.5B 4 / 0.5	 黒椽 10B 2 / 0.5	 藍墨茶 2.5PB 3 / 0.5	 藍鼠 5B 4.5 / 0.5	 井鼠 5RP 3.5 / 0.5	 素鼠 N5
 墨色 N2	 黒色 N1						

2 | 建築物の壁、工作物等の基調色としての推奨色

 黒鶯 7.5R 2 / 2	 百塩茶 10R 3 / 3	 鶯色 10R 2.5 / 4	 焦茶 1.5YR 2 / 2	 胡桃染 1.5YR 6 / 2	 黄燻染 1.5YR 3 / 4	 煎茶色 3.5YR 4.5 / 4	 憲法染 5YR 2 / 1
 丁子茶 5YR 5 / 4	 柴染 7.5YR 5 / 4	 伽羅色 7.5YR 4 / 3	 煤竹色 8.5YR 3.5 / 2.5	 白茶 8.5YR 7 / 3	 銀煤竹 8.5YR 4.5 / 4	 媚茶 10YR 4 / 4	 浅黄 1.5Y 8.5 / 4
 鳥ノ子色 2.5Y 8.5 / 1	 利休白茶 2.5Y 7 / 1	 利休茶 2.5Y 5.5 / 1	 路考茶 2.5Y 4.5 / 1	 乳白 3.5Y 9 / 1	 海松茶 3.5Y 3.5 / 1	 灰白 6.5Y 8.5 / 0.5	 藍媚茶 1.5GY 3.5 / 1.5
 千歳茶 2.5GY 3 / 1	 銀鼠 3GY 7.5 / 0.1	 白鼠 N 7.5	 錫色 2.5PB 6.5 / 0.5				

3 | アクセントカラーとしての推奨色

 桜鼠 2.5R 6.5 / 2	 水がき 5R 6 / 4.5	 梅鼠 5R 5.5 / 3	 海老茶 6R 3 / 4.5	 代赭色 3YR 5 / 6	 赤白 椽 3YR 7.5 / 5	 礪茶 3.5YR 5 / 5	 洒落柿 5YR 8 / 6
 薄柿 5YR 8 / 5	 枇杷茶 6.5YR 5.5 / 6	 淡香 7.5YR 8 / 6	 丁子染 7.5YR 5.5 / 6	 狐色 7.5YR 5 / 6	 黄土色 8.5YR 6.5 / 4.5	 白 椽 2Y 7.5 / 3	 黄椽 2Y 6.5 / 5.5
 肥後煤竹 2.5Y 5 / 3	 黄海松茶 6.5Y 5.5 / 4	 鶯 茶 6.5Y 4 / 4	 蒸栗色 7.5Y 8 / 2.5	 青朽葉 7.5Y 6.5 / 6	 鶺鴒茶 9Y 6 / 5	 鶯 色 10Y 4.5 / 3	 璃寛茶 1.5GY 4 / 2
 梅幸茶 5GY 6 / 2.5	 岩井茶 5GY 4.5 / 1	 柳煤竹 7.5GY 4 / 1.5	 裏柳 8.5GY 8 / 2	 柳 鼠 2.5G 6 / 1	 老竹色 2.5G 5 / 2	 千歳 緑 2.5G 3.5 / 2.5	 錆青磁 5G 6.5 / 1.5
 御納戸茶 5G 3.5 / 1.5	 利休 鼠 8.5G 5 / 1	 藍海松茶 10G 3 / 2	 沈香茶 2.5BG 5 / 2	 錆鉄御納戸 8BG 3.5 / 1.5	 鉄 色 8BG 3 / 2	 湊 鼠 2.5B 6 / 2	 鉄御納戸 2.5B 3 / 2
 瓶 覗 5B 8.5 / 2	 御納戸 色 5B 3.5 / 2	 滅 紫 2.5P 3 / 2	 紫 紺 2.5P 2 / 2	 黒 紅 5P 1.5 / 1.5	 鳩羽 鼠 10P 5 / 1.5	 藤煤竹 10P 3.5 / 1	 紅消 鼠 10RP 3 / 1

